

目 次

◎会議録第1号（9月15日）議案説明

開 会	4
日程第1	会議録署名議員の指名 4
日程第2	会期の決定 4
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告 4
日程第4	報告第 5号 平成26年度決算に係る財政指標の報告 について 7
日程第5	議案第55号 平成26年度松前町歳入歳出決算認定に ついて 9
日程第6	議案第56号 平成26年度松前町水道事業会計決算認 定について 17
日程第7	議案第57号 松前町個人情報保護条例の一部を改正す る条例 22
日程第8	議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例 24
日程第9	議案第59号 平成27年度松前町一般会計補正予算 (第3号) について 25
日程第10	議案第60号 平成27年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第2号) について 25
日程第11	議案第61号 平成27年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第2号) について 26
日程第12	議案第62号 平成27年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号) について 26
日程第13	議案第63号 区域外道路の認定の承諾について 28
散 会	35

~~~~~

### ◎会議録第2号（9月24日）一般質問

|      |               |
|------|---------------|
| 開 議  | 40            |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 40 |
| 日程第2 | 一般質問          |
| 7番   | 村井慶太郎議員 40    |
| 10番  | 八束 正議員 50     |
| 8番   | 藤岡 緑議員 59     |

|            |    |
|------------|----|
| 4番 影岡 俊範議員 | 67 |
| 3番 金澤 浩議員  | 73 |
| 散 会        | 86 |

~~~~~

◎会議録第3号（10月5日）委員長報告

開 議	92
日程第1	会議録署名議員の指名 92
日程第2	委員会提出議案第1号 松前町議会会議規則の一部を改正する規則 92
日程第3	議案第55号 平成26年度松前町歳入歳出決算認定について 93
日程第4	議案第56号 平成26年度松前町水道事業会計決算認定について 93
日程第5	議案第57号 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例 97
日程第6	議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例 99
日程第7	議案第59号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第3号）について 101
日程第8	議案第60号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 101
日程第9	議案第61号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について 101
日程第10	議案第62号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について 101
日程第11	議員派遣の件 105
閉 会	107

9月15日（第1号）

平成27年松前町議会第3回定例会会議録

平成27年9月15日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	白石 勝也
副町長(総務)	中矢 博史
副町長 (保・産)	岡本 靖
教 育 長	本馬 毅
監 査 委 員	安永 紀雄
総 務 部 長	金子 知芳
保健福祉部長	高橋 昌志
産業建設部長	升田 年紀
教育委員会 事務局 局長	岡本 明
財 政 課 長	久津那 良幸
財政課技監	瀧本 精一
税 務 課 長	島田 恵介

国体準備室長	塩 梅 淳
福祉課長	大 政 哲 志
町民課長	西 岡 きわ子
保険課長	久津那 延 幸
健康課長	山 本 有 三
まちづくり課長	松 岡 謙 三
産業課長	徳 居 芳 之
上下水道課長	忽 那 俊 幸
会計課長	松 岡 芳 弘
学校教育課長	合 田 光 隆
社会教育課長	富 田 徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大 政 博 文
議会事務局書記	仙 波 晴 樹

平成27年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.1

	平成27年9月15日(火)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告		
日程第4	報告第5号	平成26年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第55号	平成26年度松前町歳入歳出決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第6	議案第56号	平成26年度松前町水道事業会計決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第7	議案第57号	松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第58号	松前町手数料条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第9	議案第59号	平成27年度松前町一般会計補正予算(第3号)について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第10	議案第60号	平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第11	議案第61号	平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第12	議案第62号	平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第13	議案第63号	区域外道路の認定の承諾について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決

午前9時30分 開会

○議長（岡井馨一郎） ただいまから平成27年松前町議会第3回定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

3番金澤浩議員、4番影岡俊範議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る9月8日の議会運営委員会で協議の結果、本日から10月5日までの21日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月5日までの21日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 町長あいさつ並びに諸般の報告

○議長（岡井馨一郎） 日程第3、町長あいさつ並びに諸般の報告を行います。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

ことしは8月下旬から朝晩が涼しく、例年よりも早く秋を感じる季節となり、今月に入ってから松前町内でも稲刈りの風景が見られるようになりました。

しかし、関東・東北地方では、先日の豪雨で大きな被害が出ております。特に鬼怒川が決壊した茨城県の常総市では、死者、行方不明者が出たほか、今なお大勢の住民が避難をしております。被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りしたいと思います。

本日、平成27年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席いただきありがとうございました。

私にとりまして、4期目の最後の定例会であります。

戦後70年を迎えたことしの夏は、戦争に関する特集番組や記事をよく目にしました。私たちは今の日本が戦禍に倒れた先人たちのとうとい犠牲を礎に、戦後の混乱期を乗り越え

て発展を遂げてきたことを決して忘れてはなりません。

また、これまで築き上げてきた繁栄を次の世代に継承することはもちろん、命や平和のとうとさを永遠に語り継ぎ守っていくことが、今を生きる私たちに課せられた重要な責務であることを改めて強く感じました。先月18日から5日間、愛媛県美術館で「平和への発信―広島原爆展―」が開催されました。この原爆展は、松前町北黒田出身で、現在広島平和記念資料館のピースボランティアを務める大西知子さんが企画したもので、期間中大西さんが役場に来てくださいました。大西さんは被爆体験を直接聞いて、その内容を語り継ぐことをライフワークとしており、原爆の悲惨さや平和のとうとさを強く訴えておられました。このような活動が実を結び、世界中から戦争がなくなり、平和が永久に続くことを願うばかりであります。

それでは、平成27年第3回定例会の開会に当たり、上程しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

今月6日、岡田小学校をメイン会場に南海トラフ地震の発生を想定した総合防災訓練を実施しました。今回は、住民の体験参加型の訓練を中心に実施をし、災害による被害を最小限に防ぐための自助と共助の大切さを啓発する内容といたしました。

各地域の自主防災組織や消防団を初め、住民の皆さんにも多数参加をしていただき、訓練に取り組む姿勢からは、自分たちの町は自分たちで守るという意識の高まりを強く感じました。今後も地域と連携を図りながら、さらなる災害対応力の向上を目指します。

次に、地方創生について申し上げます。

松前町の人口ビジョンと総合戦略の策定に向けて、役所内の組織である本部会議と民間の委員で構成される推進会議を6月からスタートさせ、これまでにそれぞれ2回の会議を開催いたしました。

推進会議には、産業界、大学、金融機関、マスコミ、住民の皆さんに委員として参加をしていただき、それぞれの立場で人口減少と少子・高齢化を克服するための意見や提案をいただいております。今後も実効性のある総合戦略の策定に向けて、さらなる検討を進めてまいりたいと思います。

次に、国民体育大会について申し上げます。

愛顔をつなぐえひめ国体の開催まであと2年となりました。松前町実行委員会では、本町で開催するホッケー、ボクシング、ライフル射撃の準備・運営をスムーズに進めるために、6月から順次各専門委員会を開催して実施計画等を策定しております。

また、7月下旬から町のホームページにおいて、全国各地から訪れる人々を温かく迎えるため、広報啓発や大会運営に必要な物品の協賛とボランティアスタッフの募集を始めました。さらに、役場内には、職員一丸となって国体を推進するため、庁内推進会議を設置

いたしました。今後も実行委員会と連携を図りながら町民総参加で国体を盛り上げていけるよう万全を期してまいります。

町民グラウンドホッケー場につきましては、今年度末の完成を目指し、計画的に整備を進めているところであります。

次に、町制施行60周年記念事業について申し上げます。

7月30日文化センターで、第20回海外高校生による日本語スピーチコンテストを開催いたしました。初めて地方都市で開催した今回のコンテストは、町制60周年と教育の町宣言50周年を記念して、14の国と地域から海外高校生15人を招いて実施をいたしました。出場した海外高校生たちは、自分の主張や日本文化に対する思いなどを流暢な日本語で力強くアピールし、満員の聴衆を魅了しました。

また、松前の家庭や文化を体験することを目的に、町内11家族のお宅でのホームステイやまさき夏祭りへの参加など交流事業も実施しました。ホストファミリーの皆さんを初め、御協力いただいた方々に心から御礼を申し上げます。こうした経験をもとに国際化の進展や交流の時代に対応したまちづくりをこれからも進めてまいります。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバー制度は、国民一人一人に12桁の個人番号をつけて、社会保障や税、災害対策等の分野において利用することで、行政手続の簡素化や住民負担の軽減、行政サービスの公平・公正化を実現しようとするものです。来月から住民の皆さんに個人番号等が記載された通知カードが送付され、来年の1月から利用が始まります。引き続き住民への周知を図りながら、例規の整備や電算システムの改修を行うなど、円滑な制度の導入に努めてまいります。

次に、保育所の施設整備について申し上げます。

松前保育所と宗意原保育所を統合した保育所は、平成25、26年度民間から設置運営事業所の公募を行いました。採択には至らず、対策を検討してきました。その結果、耐震性などの問題から統合を急ぐ必要があるため、N T T社宅の跡地の一部を賃借し、松前町が整備を行う方針に変更して、当面必要な予算を本定例会に提案をしております。

次に、産業振興について申し上げます。

「愛媛・まさき町うまいものフェア」が、広島市のフジグラン広島で7月16日から5日間開催され、特産品や町の知名度向上のため、町内3つの事業者の皆さんとともに積極的なPRをしてまいりました。今回のフェアは、広島に初めて出展することから、開催前に私自身広島県内のマスコミに記者発表するなど、事前告知を徹底したことで多くの方々に御来場をいただきました。本町出身者の方はもとより、ふるさと愛媛を離れて暮らす方々が来店され、ふるさとの味を懐かしむとともに、和やかな雰囲気でお話がありました。今後も官民一体となって積極的なPRに取り組み、特産品と町の知名度の向上に努め

てまいります。

次に、まさき夏祭りについて申し上げます。

8月1日に開催した夏祭りには、延べ3万人が参加し、いつもの年以上ににぎわいのある祭りとなりました。特にことは、町制施行60周年を記念して、はんぎり競漕を「H-1 グランプリ」と銘打ち、従来の参加者に加えて愛媛大学の海外留学生も参加して、規模を拡大して開催をいたしました。猛暑に負けない熱い戦いは、テレビやラジオの番組で放送され、松前のはんぎり競漕を広く発信することができました。これをきっかけに松前のはんぎりに町内外からもっと大勢の方に参加をしていただければ、全国大会も夢ではないと思います。

次に、教育振興に関する大綱の策定について申し上げます。

本年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置並びに地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を示す教育振興に関する施策の大綱の策定が義務づけられました。このため、私と教育長と教育委員の間で懇談会を2回開催し、総合教育会議の進め方や本町に適した大綱の方向性などについて協議を行いました。今後は素案を作成して、年内には大綱を取りまとめたいと考えております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、決算認定2件、条例案件2件、予算案件4件、その他議決を求めるもの1件の合わせて10件の議案を提出しております。

各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） 町長あいさつ並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第5号 平成26年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（岡井馨一郎） 日程第4、報告第5号平成26年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 報告第5号平成26年度決算に係る財政指標について報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけ

て議会に報告するものであります。

内容につきましては、健全化判断比率を久津那財政課長に、資金不足比率を忽那上下水道課長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（岡井馨一郎） 久津那財政課長。

○財政課長（久津那良幸） 報告第5号について補足して御説明いたします。

それではまず、健全化判断比率について御説明いたします。

別冊資料の1ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するとともに、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより当該団体の財政状況を客観的にあらわす意義を持つものです。

各比率の推移を示す表に記載している早期健全化基準とは、財政が悪化している状況と見なされる基準で、財政再生基準は、財政が著しく悪化しており、自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況と見なされる基準です。

まず、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。本町の平成26年度の一般会計の決算は黒字のため、実質赤字には該当しません。

次に、連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全て会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率です。平成26年度の全会計の決算についても2ページの表のとおり黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

続いて、実質公債費比率は、一般会計で借り入れた地方債の返済額と他の会計や一部事務組合が借り入れた地方債の返済財源として負担した額の大きさを指標化し、返済に充てた資金の程度を示す比率です。

平成26年度の実質公債費比率は11.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次に、将来負担比率は、一般会計の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。将来負担すべき負債としては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、他会計や一部事務組合の地方債の償還に充てられる負担見込み額、職員の退職手当支給予定額などを言います。

平成26年度の将来負担比率は92.8%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

健全化判断比率については、以上です。

なお、議案書の4ページから7ページは、この報告に関する監査委員の審査意見書ですので、御確認願います。

○議長（岡井馨一郎） 続きまして、忽那上下水道課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） 続いて、公営企業の資金不足比率について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

①水道事業会計の資金不足比率は、平成26年度水道事業会計の決算で、流動資産が流動負債を8億8,807万8,000円上回っておりますので、資金不足は生じておりません。

2番、次に、公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、平成26年度公共下水道事業特別会計の決算で、歳出額に算入地方債の現在高を加えたものを歳入額から翌年度に繰り越すべき財源を除いたものが994万6,000円上回っておりますので、資金不足は生じておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

**日程第5 議案第55号 平成26年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））**

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、議案第55号平成26年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議案第55号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

内容につきましては、会計管理者松岡会計課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告をしていただきますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 松岡会計課長。

○会計課長（松岡芳弘） 議案第55号平成26年度松前町歳入歳出決算認定について補足説

明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。

また、各会計の決算につきましては、7月9日から8月4日にわたり、安永監査委員、木下監査委員に審査をしていただき、8月20日に監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

補足説明は内容が多岐にわたりますので、歳入については、各会計ごとの歳入合計の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額を、歳出につきましては、各会計ごとの歳出合計の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額をもって説明とさせていただきます。御了承のほどお願いいたします。

なお、各会計における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、決算の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

それでは、決算書の3ページをお開きください。

平成26年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

このページの一番下の歳入合計のところでございます。

まず、調定額104億1,533万4,197円、収入済額98億5,623万1,005円、不納欠損額1,775万524円、収入未済額5億4,135万2,668円となっております。

次に、7ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計、予算現額101億5,572万6,000円、支出済額94億5,551万4,076円、翌年度繰越額4億6,454万8,000円、不用額2億3,566万3,924円となっております。

欄外になりますが、歳入歳出差し引き残額4億71万6,929円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、121ページをお開きください。

平成26年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

歳入合計、調定額37億5,219万7,738円、収入済額36億6,150万3,576円、不納欠損額913万2,226円、収入未済額8,156万1,936円となっております。

次の125ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計、予算現額36億2,638万3,000円、支出済額35億866万5,003円、翌年度繰越額0、不用額1億1,771万7,997円となっております。

欄外ですが、歳入歳出差し引き残額1億5,283万8,573円、同額を翌年度に繰り越すものです。

次は、155ページをお開きください。

平成26年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額4億473万7,436円、収入済額4億473万8,716円、不納欠損額0、収入未済額がマイナスの1,280円となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額3億9,163万6,000円、支出済額3億8,844万1,408円、翌年度繰越額0、不用額319万4,592円となっております。

歳入歳出差し引き残額1,629万7,308円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、171ページをお開きください。

平成26年度松前町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額26億2,776万8,044円、収入済額26億2,316万7,150円、不納欠損額85万8,165円、収入未済額374万2,729円となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額26億8,584万9,000円、支出済額25億6,752万2,942円、翌年度繰越額0、不用額1億1,832万6,058円となっております。

歳入歳出差し引き残額5,564万4,208円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、197ページをお開きください。

平成26年度松前町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額2,322万7,583円、収入済額も同額です。不納欠損額、収入未済額とも0となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額2,231万1,000円、支出済額2,155万1,026円、翌年度繰越額0、不用額75万9,974円となっております。

歳入歳出差し引き残額167万6,557円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

次は、209ページをお開きください。

平成26年度松前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

歳入合計、調定額5億9,880万9,150円、収入済額5億5,863万6,082円、不納欠損額61万3,910円、収入未済額3,955万9,158円となっております。

次のページをお開きください。

歳出です。

歳出合計、予算現額5億8,558万8,000円、支出済額5億4,524万6,495円、翌年度繰越額

は2,857万8,000円、不用額1,176万3,505円となっております。

歳入歳出差し引き残額1,338万9,587円、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、お手元の議案書の9ページ以下に平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の決算監査意見書が示されております。これによりまして御報告を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

まず、平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出決算につきましては、去る7月9日から8月4日までのうち6日間において審査を行いました。

審査の対象は、第1の審査の概要の1に示しておりますとおり、一般会計と4つの特別会計でございます。

審査の結果について申し上げます。

第3、審査の結果をごらん願います。

まず、各会計の総括といたしましては、審査に付されました各会計の決算書等は、計数はいずれも正確であり、内容についても適正かつ効率的に執行されていると認められました。

また、財産の管理につきましても、計数はいずれも正確であり、適正かつ効率的に管理運営なされていると認められました。

財政運営の状況につきましては、平成26年度各会計の実質収支の合計は、歳入171億2,750万2,000円、歳出164億8,694万2,000円で、翌年度に繰り越す財源を除いて5億6,462万2,000円の剰余金を生じ、前年度の剰余金5億2,854万円と比べると3,608万2,000円の増となっており、引き続き健全な財政運営がなされていると認められました。

下の表に過去5年間の財政諸指数を示しておりますが、平成26年度の財政力指数は0.729で、前年度と比較し0.004ポイント上回っており、0.7台で推移しております。

経常収支比率については、前年度比で0.5ポイント下がり87.5%となり、多少改善されているが、依然高い水準で推移しております。

実質公債費比率は11.4%で、前年度比で0.7ポイント改善されております。

将来負担比率は92.8%で、前年度比で3.4ポイント悪化していますが、早期健全化基準の350%は下回っております。

以上のとおり、財政諸指数は、将来負担比率以外は昨年度に比べ改善されており、いずれも良好な状態にあると認められます。今後も経常的経費等の削減や町税及びその他の収

入の確保を図るとともに、適切な行財政の運営を推進するよう一層の努力をされたい。

次に、12ページをお開きください。

一般会計の決算状況について申し上げます。

歳入については、収入済額が98億5,623万1,005円で、調定額に対しては94.6%となっております。

収入未済額は5億4,135万2,668円で、前年度と比較して1億3,512万5,539円増加しております。これは、前年度と比べ繰越事業費が増加したことで、国庫支出金、県支出金、町債の収入が翌年度に繰り越されることにより増加したものであります。

町税、保育料、住宅使用料やその他貸付償還金の収入未済額が多額となっており、滞納金の徴収にさらに努力されたい。

不納欠損額は1,775万524円で、前年度より1,117万6,444円増加しております。滞納金については、債務者の資産調査等を行い、不良債権化している債権については、早期の整理を進められたい。なお、国県支出金及び町債の収入未済については、対象事業の繰り越しによるものであり、やむを得ないものであるが、一層の効率的な事業推進を図られたい。

町税収入済額は42億8,391万7,046円で、一般会計収入済総額の43.5%を占めております。これを前年度と比較すると1億7,224万6,067円増加しております。これは、町民税を初め全ての税目で増加したほか、徴収率が向上したことによるものであります。現年度分の徴収率は99.5%で、前年度と比べ0.2ポイント上がり、また現年度分と滞納繰越分等を合わせた徴収率でも前年度と比べ0.3ポイント上がっております。

一方、収入未済額は6,368万8,371円で、前年度に比べ2,332万3,712円、率で26.8ポイント減少しております。徴収の努力が認められます。

しかし、不納欠損額が前年度と比べ1,098万1,016円増加しており、引き続き地方税滞納整理機構への徴収委託の活用及び滞納整理のさらなる努力をされたい。

町税の長期滞納者の中には、納税意識の欠如している者や行政に対する不満から納税しない者も見られます。善良な納税者の税負担に対する公平感を確保する観点からも、広報紙等を通じて納税意識の高揚を図るほか、きめ細かな納税相談を進めるなど、納税の実を上げるよう一層努めるとともに、悪質な滞納者に対しては、引き続き法的措置も視野に入れ、厳正に対処することを望むものであります。

使用料及び手数料は、収入済額1億419万739円で、収入率は調定額に対して80.7%となっております。収入未済額は2,492万2,551円で、うち住宅使用料の収入未済額が2,483万1,251円で、全体の99.6%を占めております。

住宅使用料の現年度分の収納率は94.9%で、前年度に比べて2.9ポイント低下しております。個々の事情はあるにせよ、5カ年で最低の収納率であり、公平性の観点からも早目の未納への対応を町税同様に個々具体的に厳正に対処されたい。

歳出については、予算現額101億5,572万6,000円に対し支出済額は94億5,551万4,076円で、執行率は93.1%、前年度に比べ1.4ポイント減少しております。これは翌年度繰越額が増加したことが主因であります。

一方、2億3,566万3,924円が不用額となっており、その主なものは、教育費、民生費及び衛生費であります。

予算の執行については、適正かつ計画的、効率的な執行がなされております。

なお、契約に当たっては、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものに限って例外的に行うよう厳格に運用し、透明性、公平性の確保に努め、さらなる経費削減に努力されたい。

年度末の減額補正は、入札減少金などに要因するもので仕方がないと理解できます。ただ財源の有効利用のためにも、事前の綿密な調査、住民要望の的確な把握、関係者等との十分な協議により、より適正な予算編成を望むものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

15ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入については、収入済額が36億6,150万3,576円で、調定額に対し97.6%となっております。収入未済額は8,156万1,936円で、前年度に比べて14.3%減少し、不納欠損額も913万2,226円で、前年度に比べ12.8%減少しております。

国民健康保険税の収入率は88.0%で、前年度より1.9ポイント増加しているものの、依然低調な状況で推移しております。

また、収入未済額、不納欠損額ともに多額となっております。引き続き国民健康保険制度の趣旨や仕組みについての周知啓蒙を行い、町民の意識の一層の高揚に努め、国民健康保険税の徴収率の向上に努力されたい。

歳出については、支出済額が35億866万5,003円で、不用額は1億1,771万7,997円となっており、その主なものは、保険給付費及び共同事業拠出金であります。執行は適正と認められました。

次に、後期高齢医療特別会計の歳入については、収入済額が4億473万8,716円であり、収入率は調定額に対し100%と良好であります。

歳出については、支出済額が3億8,844万1,408円で、執行率は99.2%となっており、昨年度と比べ0.8ポイント増加しております。執行は適正と認められました。

次に、介護保険特別会計の保険事業勘定の歳入については、収入済額が26億2,316万7,150円であり、収入率は調定額に対し99.8%と良好であります。このうち保険料については、収入済額が4億7,330万7,715円で、収入率は99.0%となっております。

また、収入未済額は374万2,729円で、前年度に比べて32万5,070円減少しており、徴収の努力が見受けられます。今後とも収入未済額の減少を図るため、さらなる介護保険制度

の趣旨や仕組みの周知啓蒙を行うとともに、保険料の収納に一層の努力をされたい。

歳出については、支出済額が25億6,752万2,942円で、執行率は95.6%で、前年度に比べて7,622万1,012円の増加となっております。これは保険給付等の増加によるものであります。

なお、不用額が1億1,832万6,058円と多額になっておりますが、その主なものは、保険給付費で、事前に給付額を正確に把握することが困難なために生じたものであります。執行は適正と認められました。

次に、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定の歳入については、収入済額が2,322万7,583円であり、収入率は調定額に対し100%となっております。

歳出については、支出済額が2,155万1,026円で、執行率は96.6%となっております。不用額は75万9,974円となっております、これは賃金及び予備費の執行残によるものであります。執行は適正と認められました。

次に、公共下水道事業特別会計の歳入については、収入済額が5億5,863万6,082円で、収入率は調定額に対し93.3%となっております。分担金及び負担金で51万4,180円、使用料及び手数料で325万3,978円の収入未済が生じており、滞納者に対しては町税同様に個々具体的に厳正に対処し、収納に一層努められたい。

歳出については、歳出済額が5億4,524万6,495円で、執行率は93.1%となっております。

執行率が前年度を下回っているのは、事業の翌年度への繰り越しによるものであります。事業の実施に当たっては、工事の早期着工を図るとともに、計画的、効率的な実施と執行管理の徹底に努め、事業の繰り越しの減少を図るよう一層の努力をされたい。執行は適正と認められました。

以上のとおり、平成26年度歳入歳出決算については、健全な財政運営と適正な事務処理と認められました。財政力指数は0.729で、前年度を上回っております。経常収支比率は87.5%と改善されておりますが、依然高い水準にあります。扶助費、公債費等の義務的経費の増大といったやむを得ない事情があるものの、財政の弾力性に留意し、さらに適正な財政運営に心がけられたい。

平成22年度から始まった第4次松前町総合計画に定められた施策を実現するためには、安定した財源確保が不可欠であります。そのような中で我が国の経済情勢は、緩やかではあるが景気は回復基調となっているものの、大幅な町税収入の伸びを期待することは難しい状況にあります。

さらに、歳出面では、少子・高齢化社会による社会保障関係経費や医療費、保育所施設の耐震化などの防災・減災対策事業費、公共施設の老朽化に伴う修繕更新経費が今後も高い水準が見込まれます。加えて、東南海地震を想定し、町民の安全・安心を確保する取り

組みが必要であります。このようなことから、引き続き財政運営は厳しい状況が続くと推測されます。今後も時代の要請に的確に対応し、持続可能な町政運営のためにも、財政基盤の強化に努められたい。

こうした中で、町税、国民健康保険税、保育料、住宅使用料及び各種貸付金の収入未済額は多額となっております。町税については、愛媛地方税滞納整理機構との連携等により、滞納者対策の成果があらわれており、徴収に努力が認められます。各部署においては、前年度以上の徴収に努力を求めるものであります。今後も住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないように、収入未済金の回収にさらなる努力を求めるものであります。

一方、債務者の破産等により回収が極めて困難な不良債権については、債権者の資産調査を進め、適切な債権整理が望まれます。

歳出については、事務事業評価の導入により、効果的、効率的な事業の実施、予算配分の重点化などにより事務事業の見直しを図るなど、不断の行財政改革に努められたい。

なお、一部多額の不用額が見受けられるので、予算の積算内容を精査し、適切な予算額の計上に努められたい。

地方公会計の整備に当たっては、専門的知識や事務処理負担を要する資産評価方法など諸課題については、全庁的に連携して取り組まれたい。

最後に、第4次松前町総合計画に定めた「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」の実現に向け、地方公共団体として自主性及び自立性を十分に発揮し、町民とともに知恵と力を出し合い、魅力と活力にあふれる次代に誇りを持ってつなぐことができるまちづくりを強く期待するものであります。

最後に、平成26年度基金運用状況についての審査結果について御報告申し上げます。

18ページをお開きください。

平成26年度基金運用状況につきましては、去る7月9日に審査を行いました。審査の対象は、第1の審査の概要1に示しておりますとおり、定額の資金を運用する土地開発基金及び用品調達基金の2つであります。

審査の結果ですが、第3の審査の結果をごらん願います。

基金の運用については、いずれも法令、条例等に基づいて、適正かつ健全な運用管理がなされているものと認められました。

土地開発基金については、前年度からの基金積立額が3億5,410万6,000円で、本年度は土地の売買実績はなく、平成26年度末現在高は3億5,445万円となっております。

会計事務については、適正に行われていると認められました。今後とも長期的な展望に立って基金の有効な活用を図られたい。

用品調達基金については、前年度と同額の200万円を効率的に運用し、平成26年度にお

いては、収入金額442万7,510円、支出金額399万2,943円で、収入・支出ともに適正に事務処理がなされていると認められました。

以上で御報告を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

（3番金澤 浩議員「議長」の声あり）

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番日本共産党の金澤浩です。

議長の許可が出たので発言させていただきます。

今決算認定に関してのお話でしたけれども、とりあえず監査委員の審査というのは、会計的な審査が中心ということを議員成りたての私ですが、ただいま勉強中で認識しております。ただ今後委員会に付託されてたった2日でこの決算認定を行うというのは、ちょっと無理があるのじゃないかと考えております。といいますのは、議会の役割の一つは、行政のチェックであり、そのチェックの仕上げが決算認定であると私は学んで認識しております。すなわち、議会の審査というのは、住民の立場での審査を行うことでありますから、今の監査委員の方の発言とあわせまして、これで二元代表制が実現されていくんだと思います。監査のほうも6日間でやられたということをとった2日で、しかも住民の立場での審査を行うというのはちょっと無理があると、私自体今時点では感じておりますので、なぜこれ2日でやるのか、これを質問したいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 今の金澤議員の質問は、監査委員さんに対する質疑としては認められませんので、一応今のことはお聞きしたということで、質疑を終わらせていただきます。

お諮りします。

議案第55号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第56号 平成26年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第6、議案第56号平成26年度松前町水道事業会計決算認定に

ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議案第56号について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度松前町の水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

内容につきましては、忽那上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（岡井馨一郎） 忽那上下水道課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） それでは、補足して説明を申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、平成26年度決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を御説明いたします。

(1)収益的収入及び支出のうち収入は、予算額合計3億8,521万5,000円に対し、決算額4億1,010万78円で、予算額に比べ2,488万5,078円の増となっています。

次に、支出では、予算額合計4億5,742万3,000円に対し、決算額が4億3,761万8,230円で、不用額1,980万4,770円となっています。

3ページでは、(2)資本的収入及び支出の状況です。

収入では、予算額合計1億2,981万6,000円に対し、決算額が9,667万3,830円で、予算額に比べ3,314万2,170円の減となっています。

続いて、支出では、予算額合計2億2,624万5,000円に対し、決算額2億971万2,791円で、不用額1,653万2,209円となっています。

以上、収入合計から支出合計を差し引きますと、資本的収入額が資本的支出額に対し1億1,303万8,961円不足する結果となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億494万7,154円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額809万1,807円で補填します。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

平成26年度損益計算書です。

当年度は、5ページの下から3行目にありますように3,589万9,312円の純損失となりました。

なお、水道事業会計では、前年度からの繰越利益剰余金が1億6,658万9,381円ありますので、当年度末の未処分利益剰余金は合計1億3,069万69円となります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

平成26年度貸借対照表です。

まず、6ページの資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計額は、一番右の列最初にございますとおり48億1,781万1,121円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は9億7,358万2,831円となりました。この結果、6ページ下の資産合計は57億9,139万3,952円となっています。

続いて、7ページ上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は28億8,885万4,301円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は1億7,650万9,211円となりました。

その下の資本の部のうち6の資本金では、年度末の資本金合計は8億6,251万5,386円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億1,881万7,007円となりました。これらの結果、資本合計は11億8,133万2,393円となり、7ページ下の負債資本の合計額は資産合計と同額の57億9,139万3,952円となるものです。

次の8ページにあります剰余金計算書は、先ほどの貸借対照表にございました剰余金の変動状況をあらわしていますので、御参照願います。

なお、9ページからは事業報告書、収益費用明細書等の附属種類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の補足説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員。

○監査委員（安永紀雄） それでは、お手元の31ページ以下に平成26年度水道事業会計決算審査意見書が示されております。これによりまして御報告を申し上げます。

32ページをお開き願います。

平成26年度水道事業会計決算につきましては、去る7月21日に審査を行いました。審査の結果について申し上げます。

第3、審査の結果をごらん願います。

決算書につきましては、審査に付された計数は正確で、適正に表示されており、収入及び支出の事務処理も法令等を遵守し適正に行われていると認められました。

予算の執行状況について申し上げます。

収益的収入及び支出については、収益が予算額3億8,521万5,000円に対し、決算額4億1,010万78円で、収入歩合106.5%であります。

費用は予算額4億5,742万3,000円に対して決算額は4億3,761万8,230円、不用額1,980万4,770円で、支出歩合は95.7%となっております。収入、支出ともに適正な執行がなされていると認められました。

なお、今後の事業計画及び予算の策定に当たっては、事前に綿密な調査及び関係者との打ち合わせを行い、計画的、効率的な事業の推進及び予算の執行を行う一層の努力をされたい。

資本的収入及び支出については、収入は予算額1億2,981万6,000円に対し、決算額9,667万3,830円で、収入歩合74.5%となっております。支出は予算額2億2,624万5,000円に対し、決算額は2億971万2,791円、不用額は1,653万2,209円、支出歩合は92.7%となっております。これは設計委託業務、配水管布設替工事等の入札減少金が主因であります。

管路整備では、配水管整備を図るために昌農内・西高柳地区上水道管布設工事ほかの建設工事や神崎地区配水本管布設替工事ほかの改良工事を実施しております。水資源の確保がこの事業の円滑、適正な運営の基本でありますので、今後とも計画的整備の推進に一層努力をされたい。

次に、経営成績については、事業収益3億8,409万3,756円、事業費用4億1,999万3,068円で、差し引き3,589万9,312円の純損失となっております。今後、浄水施設管理委託費、減価償却費、支払い利息などの固定的経費の増加が予想されますので、一層の経営努力が望まれます。

収益は3億8,409万3,756円で、前年度比17.6%の増となっており、そのうち給水収益は3億3,910万5,453円で、前年度と比較すると2,526万5,644円の増収となっております。

また、収益に直接影響のある年間総配水量は344万5,088立方メートルで、前年度と比較すると20万1,128立方メートル減少しましたが、有収率は92.34%で前年度から大幅に改善されております。

総配水量から総有収水量を差し引きますと、年間26万3,890立方メートルの漏水等を生じております。水の濁りや配水管工事に伴う洗管などの要因も一部ありますが、主には給水管の破損漏水等であり、減収の要因ともなることから、漏水防止など適正な管理に努力をされたい。

費用は4億1,999万3,068円で、前年度比9.9%の増となっております。営業費用では減価償却費及び人件費、営業外費用では支払い利息が主な支出であります。前年度と比較すると減価償却費が増加しております。今後一層の経費節減の努力を望むものであります。

なお、特別損失342万1,681円は、平成21年度調定分水道料金の滞納額を不納欠損処分にしたものであります。

財政については、平成26年度末における資産総額は57億9,139万3,952円で、前年度に比べ1.3%減少しております。

資産については、固定資産が48億1,781万1,121円で、前年度に比べ7,894万5,402円減少しております。これは主に機械及び装置のうち、電気設備や機械設備等の減によるものであります。

流動資産のうち金銭債権である未収金は3,721万8,332円であり、そのうち水道料金の調定額から収納済額を差し引いた未収納額は2,848万94円で、過年度分の未収納額は減少しておりますが、現年度分については増加しております。引き続き公平性の確保の上からも給水停止の適切かつ効果的な活用を図りながら、未収金の収納に格別の努力をされたい。

また、不良債権化した未収納水道料金については、適切な債権整理が望まれます。

負債については、流動負債が1億7,650万9,211円で、前年度に比べて6,844万4,849円増加しております。これは会計制度の改正に伴い、企業債と引当金の項目の追加による増加と工事費の未払金の減少によるものであります。

資本については、利益剰余金が3億1,881万7,007円で、前年度に比べて3,589万9,312円減少しております。平成26年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金1億6,658万9,381円から平成26年度純損失3,589万9,312円を差し引いた1億3,069万69円となっております。

以上のとおり、近年の節水意識の向上により有収水量が減少しております。平成26年度は水道料金改定により給水収益は増加しております。

しかし、運営諸経費の増加、特に減価償却費の増加により純損失が3,589万9,312円となっております。今後は、浄水施設管理委託費などの固定経費や企業債返還に伴う元利支払い、減価償却費などの増加が見込まれます。第6次拡張事業により恵久美及び北伊予浄水施設が完了し、続いて西古泉水源地改修を実施し、将来予測されている大災害に備える必要があります。このようなことから、今後さらに厳しい経営状況になっていくものと予想されるため、料金改定や未収金の徴収などによる資金の確保と経費の節減に努められたい。

管路整備では、配水管整備を図るために上水道管の布設新設工事、配水管布設替工事及び老朽管布設替工事などが実施されております。今後とも他の工事も含め、計画的に推進されたい。

また、漏水については、漏水対策の実施により有収率が前年度の88.53%から92.34%に大幅に改善され、有収率の向上への努力が見受けられます。今後とも有収率の推移を注視しながら早目の対策を講じ、適正な管理に努められたい。今後とも経営の安定と安定的な給水の確保を図り、企業会計としての目的が達成されるよう一層の努力をされたい。

以上で御報告終わります。

○議長（岡井馨一郎） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番日本共産党の金澤浩です。

先ほども述べましたが、決算認定について私の疑義をただしたいと思います。

先ほど監査委員に対する質問ではないからということではちょっと淡々と進められるので言いそびれましたけれども、議員必携には、質疑は提出者に対して行われるもので、その議案全体に及んで行うことができ、また提出者の説明で述べられなかったものでもよいと書かれております。私は二元代表制が担保されないのではないか、そのような疑問を発言したんですが、いきなり監査委員の質問ではないと発言を聞くだけにとどめるのはいかがかと思いますが、議長いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 今の御質疑ですが、監査委員さんのあくまでも報告でございますので、その質疑につきましては、受け付けいたしかねますので、そういうことで御理解いただいたらと思います。

それでは、お諮りします。

議案第56号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議ありということですので、採決を行います。

予算決算常任委員会へ付託することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数でございます。着席をお願いします。予算決算委員会へ付託することに決定しました。

それでは、11時まで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（岡井馨一郎） 再開します。

~~~~~

日程第7 議案第57号 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（岡井馨一郎） 日程第7、議案第57号松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議案第57号について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるために所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、金子総務部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願います。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、議案第57号について補足して説明をいたします。

参考資料のほうで説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをお願いいたします。

上段に今回の改正の趣旨を記載しております。いわゆるマイナンバー法、条例中では番号法としておりますが、これの制定により本年10月から全ての国民に個人番号が付番されます。番号法では、個人番号を含む個人情報を特定個人情報として、より厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、本町における特定個人情報の適正な取り扱いを行うため、個人情報保護条例を番号法の趣旨に沿った内容にするため改正するものでございます。

1の条例改正の主な内容でございますが、(1)定義として、アで特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報としております。

イの情報提供等記録は、番号法に規定された特定個人情報の提供及び提供の求めについての情報が、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録されたものを情報提供等記録というふうにしております。

(2)では、目的外利用の制限として、特定個人情報の利用目的外の利用について限定するとともに、情報提供等記録については、利用目的以外に利用できないこととなります。

次のページ、(3)でございますが、特定個人情報の提供は、番号法19条に規定されている場合のみすることができるものでございます。

(4)は、特定個人情報に係る自己情報の開示・訂正・中止及び削除の請求対象者として、未成年者もしくは成年後見人の法定代理人または本人の委任による代理人による請求が可能となります。後半の本人の委任による代理人が新たに追加されました。

(5)は、訂正の通知でございます。訂正があった場合の通知先を規定しております。

(6)は、利用停止等の請求でございます。特定個人情報の利用停止等の請求ができる事由を追加しております。アでは利用の停止または消去、イでは提供の停止、ウでは消去、それぞれに該当する場合を規定しております。

(7)他の法令等による開示の実施との調整でございますが、特定個人情報に係る自己情報の開示請求は、他の法令による開示との重複を認めるというものでございます。

下の施行期日としましては、番号法の施行の日、平成27年10月5日から施行となり、(1)、(2)につきましては、それぞれ28年1月1日、29年1月予定となります。予定といたしますのは、関係政令の公布により決定されることとなります。

4ページ以降は新旧対照表になりますので、御確認をいただいたらというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第57号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（岡井馨一郎） 日程第8、議案第58号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議案第58号について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定める必要があるために所要の改正を行うものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第58号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページ、改正の概要をごらんください。

今回の改正は、2の改正の理由にありますように、平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、マイナンバー制度が導入されることに伴い、通知カードと個人番号カードが交付されます。この2つのカードの初回の手数料は、国が発行費用を負担するため無料となりますが、紛失や破損などにより再交付する場合には、国の負担がなく、また再交付に必要な経費も発生することから再交付手数料を徴収するために必要な改正を行うものです。

改正の内容は、通知カードの再交付手数料1枚につき500円と個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円を追加し、新規発行を行わなくなる住民基本台帳カードの交付手数料を削除するものです。

なお、この再交付手数料の額の根拠は、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いについてという総務省の事務連絡において示された基準額に基づいて設定しております。

施行期日についてですが、改正条例第1条これは、通知カードの再交付手数料についてですが、この規定は番号法の施行の日である平成27年10月5日から施行し、改正条例第2条これは、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの交付手数料についてですが、この規定は番号法附則第1条第4号で規定の施行日である平成28年1月1日からとなります。

なお、第1条及び第2条関係の新旧対照表をそれぞれ添付しておりますので、参考にしてください。

以上で説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） マイナンバー制度に伴い、初回は無料で国がしてくれるということですが、住民基本台帳、これ新規発行を行わないため手数料を削除するとなっておりますが、今までの住民基本台帳ですか、これは今後どうなっていくんですか。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） この住民基本台帳カードは、有効期間がございますので、その有効期間の範囲内では引き続いて利用することができます。ただし、個人番号カードを希望される方については、その個人番号カードをお渡しする際に、住民基本台帳カードを持っている方は、それと引きかえにお渡しするというようにしております。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第 9 議案第59号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第3号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第10 議案第60号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託）

託（予算決算））

日程第 1 1 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第 1 2 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（岡井馨一郎） 日程第 9、議案第 59 号平成 27 年度松前町一般会計補正予算第 3 号について、日程第 10、議案第 60 号平成 27 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、日程第 11、議案第 61 号平成 27 年度松前町介護保険特別会計補正予算第 2 号について及び日程第 12、議案第 62 号平成 27 年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議案第 59 号から議案第 62 号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 59 号平成 27 年度松前町一般会計補正予算第 3 号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 2,201 万 3,000 円を追加し、総額を 97 億 6,225 万 3,000 円とするものであります。

以下、補正予算の主要概要について御説明をいたします。

消防・防災の充実につきましては、災害時に支援等が必要となる 70 歳以上の高齢者世帯や体に障がいのある方などについて、昨年度作成した避難行動要支援者名簿情報の更新を行い、安全・安心なまちづくりを目指します。

高齢者支援の充実につきましては、民間事業者が行う特別養護老人ホームの居室内の改修整備に補助を行い、入所者のプライバシーの確保並びに一人一人の個性と生活リズムを尊重した個別ケアの実現を図ります。

スポーツの振興につきましては、えひめ国体開催に向けて現在整備を進めております町民グラウンドホッケー場の人工芝について、国体施設等の基準を満たすため、指定機関による検査を受けて、日本ホッケー協会の公認を取得いたします。

農水産業の振興につきましては、転倒堰の改修工事等の土地改良事業を行い、農業従事者の労力の軽減や経費の削減を図ります。

また、ため池や河川樋門施設など、愛媛県が実施している農業基盤の整備事業へ負担金を支出して、農用地及び農業施設への自然災害を未然に防止し、農業生産の維持と経営の安定化を図ります。

道路交通網の充実につきましては、安全かつ快適に通行できるよう、一般町道の歩道整備と路肩の改良を行い、道路環境の改善を図ります。

また、物流拠点であるJR車両基地・貨物駅の整備にあわせ、周辺道路を整備することにより、安全で快適なまちづくりを推進いたします。

情報化の推進につきましては、マイナンバー制度の円滑な制度の導入に向けて、来月から住民の皆さんに送付する通知カード等の作成発行の事務を地方公共団体情報システム機構に委託をいたします。

また、本人の申請を受けて、窓口で個人番号カードを交付するためにシステムの整備を行います。

なお、一般会計9月補正予算の財源としましては、国県支出金等の特定財源が9,425万1,000円の増、その他一般財源が2,776万2,000円の増となっています。

議案第60号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,610万7,000円を追加し、総額を39億2,369万3,000円とするものであります。

議案第61号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ5,485万4,000円を追加し、総額を27億4,214万円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ167万6,000円を追加し、総額を2,217万3,000円とするものであります。

議案第62号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ6,950万7,000円を減額し、総額を5億9,908万1,000円とするものであります。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

議案第59号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第60号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第61号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第62号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第63号 区域外道路の認定の承諾について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第13、議案第63号区域外道路の認定の承諾についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議案第63号について提案理由を申し上げます。

伊予市長から協議のあった区域を越える伊予市道路線の認定を承諾するために、道路法第8条第4項の規定により議決を求めるものであります。

内容につきましては、松岡まちづくり課長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、補足して説明をいたします。

区域外道路の認定の承諾についての参考資料をごらんください。

現在、J R車両貨物駅の移転に伴い、周辺整備事業で工事を行っている伊予市道大谷川線を松前町の一部まで延長し、認定するための承諾依頼が伊予市長から提出されました。

この依頼書は、松前町と伊予市が管理している道路をお互いの行政区域まで延長し管理義務を明確にした上で、管理方法を協議するために必要な道路法による手続であり、松前町も同じように伊予市長に対して同様の書類を提出しております。

道路法第8条第4項の規定では、承諾しようとする市町村長は、その旨当該市町村の議会の議決を得なければならないとされていることから、承諾の議決を求めるものです。

以上で終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 質疑は3回ということですので、ちょっと最初に5点、6点質問をさせていただきたいと思います。

最初に、きょう初日にこういう重要案件を即決、議運に即決の案件で持ってきとんですけど、議案第57号とか議案第58号、国の法律改正によってするような、こういうような、こういうようなことは即決でも僕ええと思うんですけど、こういう重要案件をしゃんしゃんほうですかというような即決でやるべきではないと。どうして初日の即決にやったのかというのが1点です。

それと、当初の計画でJ Rの貨物基地の工事です。これは県が主体でやっている工事で、前に工事は県が県道として建設すると。建設が終わったら町道に認定するんやということで認定も終わつと思うんです。どうして今行政間を挟んで伊予市と松前と共同で持つようなことをするんかと。

そしてもう一点、この地下道は貨物基地への出入りのため、踏切をなくして地下道にしたのはJ R、J Rさんが利便性がいいためにしたもので、どうして本町や伊予市がその維持管理費を負担しなければならないのかと。

それともう一つ、維持管理費が発生することは、当初計画、当初からもう計画はわかっと思ったと思うんです。その当時に県との話の中で、県への補助、これをどうして求めなかったのか、そうでしょう。これJ R移設で迷惑施設が来るから、松前町に河川や道路を県がつくりましょうということで、こういう話もあったはずなんです。

それともう一点、境界を越えて町の財産を減らしてでも維持管理費が要るからと伊予市道と町道とを合体して伊予市に負担に求める案件、これ伊予市の議会の議決も要ると思う

んです。どうして他市町の何というんですか、他市町に寄りかかるような行政をしてるんか。

それと、当初の計画のときに松前町から要望しとると思うんですよ、県にいろいろ。そのときにこの地下道の要望を松前町がしてるんかどうか。

以上、ちょっと質問したいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 第1点目については、議運関係のことですので、ちょっとこれについては答えが出んと思います。これだけは言っておきますので、後につきましては、担当どちらが。

松岡課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） まず、県道に認定して後で町道認定するということでありまして、県が事業主体で行っている工事でありまして、県道に認定した上で名目は県道で工事を行っている。その後町道、もともと町道という機能を持っている性質の道路ですので、工事が終わった後は町道に認定するというふうなことであります。

それと、地下道についての負担は、町道認定する義務は松前町にあるということで、松前町が負担することになっております。

県への補助については、今現在ちょっと認知しておりません。

境界を越えて伊予市に寄りかかるのはということですが、これはアンダー部分があるということは、将来維持管理費が発生するということなので、伊予市が松前町に、松前町が伊予市に延長して道路認定をした上で、先ほどもお答えしましたけども、管理義務が発生させた上でお互い認識のもとで協議をするというふうなことであります。

県への要望については、地下道の要望については、都市計画決定をするときに費用対効果の面で高架するよりも地下道にしたほうが安いだらうというふうな判断だらうと思います。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 答弁もなかなか、まず一つ、負担金を求めなかったのかというふうなことで認知してません、ちょっと答弁がおかしいと思うんですけど、負担を県へ求めなかったんかどうかというのを聞きよんです。認知してませんじゃない。県のほうに迷惑施設が来るんで、その中で維持管理費が要るんで県からの補助も何ぼかもらえんのかねというようなことは求めなかったのかというのを一応聞いてんんです。

それと、当初の計画、上より下のほうがええ、地下道のほうが安いと、最初からわかってんでしょう。どうして今の時期に維持管理費が要るけんというて、伊予市と松前町で道路を共有したような形で、これ松前町道ですよ、もともと。何で町道を伊予市分にませ

ないかんのか。地方自治体、自主でやったらええやないですか、ここらをちょっと聞きたいんと、もう一ちょ答弁漏れがあるんですけど、最初課長が言われたように、県道として建設して、その後町道にすると、それは承認しとんですよ、議会でも。今回は違うでしょう、それ町道とは。伊予市分、伊予市が松前町まで入ってくるんですよ。ほで今度松前町が伊予市まで入っていくんですよ、そこを僕は聞きよんです。どうしてこういうふうな合体したようなことをするんかと。維持管理費、松前町が持ったらええやないですか。どうして伊予市に負担さすんですかということ聞きよんですけど。もうその3点、県への補助の要求、それと当初計画、地下道になるん、最初からこんなんわかつとるでしょう。どうして今ごろ出てくるんかと。

もう一点、貨物基地、これ貨物基地でかなり便数がふえると思うんですけど、そのために踏切をなくして地下道にした。これはJRが利便性がええだけで、松前町にとって何のメリットもないんです。そこらちょっと3点ほど聞かせてくださいや。

○議長（岡井馨一郎） 暫時休憩をします。

午前11時27分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（岡井馨一郎） 再開します。

升田部長。

○産業建設部長（升田年紀） まず、県とJRの負担の関係ですけれども、今回整備する道路につきましては、最終的に町道として認定して、松前町が管理する道路になります。もともと松前町が管理していた道路の一部を今回整備をしているものでありますので、道路の管理責任者については松前町、原則的には松前町ということになりますので、県やJRに対する負担は求めておりません。

それと、なぜ今回行政界をまたいで整備するのかという御質問だったと思うんですけども、これにつきましては、今回の措置につきましては、重複する部分の市道及び町道の部分の管理義務を明らかにしたいということで提案をさせていただいております。そのためには、道路法や地方自治法に基づきまして議会の議決を得た上で実施することが適切というふうに考えておりますので、今回双方がそれぞれ相手方のところまで自分のところの道路まで延長して道路認定を受けたいという考えであります。

それと、なぜ重複させる必要があるのかということだったですか。その部分につきましては、最終的にはこの道路については、できた後につきましては松前町の住民の方、伊予市の住民の方、それぞれが利用することになります。そういった部分の中の管理については、どちらか一方が負担するというのではなくて、両方で負担したいということで先ほど言いましたように、管理責任を明確にするということもありますので、議会に提案して議会の承認をいただいた上で実施する方法がよいということ判断して行っているもので

あります。

以上です。

(7番村井慶太郎議員「時期、時期、どうして今の時期か」の
声あり)

提案した時期ということですか。それにつきましては、事業を進めている中で今年度末平成27年度末に道路が完了する予定になっております。それにあわせてそれぞれの延長の部分の議会への議案提案、それが受けられましたら、その後道路の廃止及び認定、またそれにあわせて道路管理の議決を得たいというふうに考えております。

○議長(岡井馨一郎) 7番村井慶太郎議員。

○7番(村井慶太郎議員) 管理者を明確に決めたいと、それなら単独で松前町が町道でやったらええやないですか。どうして重複したような。

それと、今ごろ管理費のことを言われるんですけど、当初から地下道でしょう。もう電気が要るんもわかっとなりますよね、当然。電気も要るし、そら地下だから大雨が降ったときなんかはポンプなんか水くまないかん。こんなもん最初からわかり切っとるはずです。どうして今に管理費が要るから、伊予市と分け合うて、ほで管理は松前町がするんですよみたいな、ちょっとなかなか理解ができません。

それと、議長がさっき言われとった即決にしたかどうかはそこは言えんというんやけど、これは理事者側から議会運営委員会に提案されてきたんですよね、そうやないですか。即決の提案があったんでしょう、理事者から。どうしてそれを提案したかというんをちょっとお聞きしたかったんですけど。

それと、もうこれ3回目でなかなか言えんのですけど、今松前の人も伊予市の人もそら確かに地下道通ります。でも利便性がええんは、上野団地、上野団地の人が遠回りしなくてもその地下道を通って松前向いてこれるんです。松前の人も確かに通りますよ、双方とも通るんやけど、利便性がええんは上野団地。だから伊予市が乗ってきたんじゃないかと私はこういうふうに考えるんですけど。だから先ほど時期を聞いとんのですけど、最初からこういうようなことがわかっとなるにもかかわらず、どうして今の時期なんかなというんがちょっと一つ疑問点があるんでちょっとお聞きしたいんと、もう一点、部長が言われた明確にしたいんやと、管理者を明確にしたいんやということやったら、余計に伊予市とこういうふうな合体なんかささんでええんじゃないんかと思うんやけど、そこらをお聞きしたいんですけど。

○議長(岡井馨一郎) 岡本副町長。

○副町長(岡本 靖) 道路の管理というのは、道路法で道路管理者が行うことになってます。建設も道路管理者です。今回の場合、建設については県が補助をして建設をすると、車両基地の建設に伴って機能復旧のために地下道にするものでございますので、県が

機能復旧ということで県が補助をしてくれるということで、補助というか県道としてつくって町に譲ってくれるということですが、でき上がった後は、道路管理者、町道である道路管理者としての町が維持管理をしていかなければならないということは当初からわかっておったわけでございまして、その点についての補助の制度もございませんので、ここは道路管理者サイドで負担をしていくしかないというふうに思っております。

それと、伊予市になぜ負担を求めるかということについては、おっしゃったように、上野団地を初め伊予市の住民の方も利用するというので、一部の負担を伊予市のほうで負担をしていただけるということでございます。たださっき言いましたように、維持管理するのは道路管理者ですので、伊予市が道路管理者でない道路の負担をするというのは非常に難しい部分がありますので、伊予市もその部分の維持管理費を負担できるように、伊予市も道路管理者として負担できるような形でそこを伊予市道にすると、お互いに伊予市道にし町道にし、重ねてそういうふうにするので、お互いが負担をできるような状況をつくるというのが今回の措置でございますので、御理解をいただいたらと思います。

それから、時期につきましては、こういった道路の認定でございますので、道路ができてないと了解もできませんので、道路ができ上がったからということで今の時期になってございます。

(7番村井慶太郎議員「いや、できますよ、できてますよ」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 以上で質疑を終わります。

先ほどのお話で、議運で決定し、そして全員協議会で諮り、そこで皆さんからの同意を得ておりますので、最初についての質疑云々はできないということで私のほうは言いましたが、そういうことで報告をしておきます。

以上で質疑を終わります。

討論はありませんか。

7番村井慶太郎議員。

○7番(村井慶太郎議員) 私は、議案第63号区域外道路の認定の承諾についてに対し、反対の立場で討論をします。

この案件は、JR貨物基地移転に伴う県主体工事の中で、JRの踏切部分を地下道にし、踏切をなくし、上野団地側と鶴吉部分をトンネルでつなごうとする工事を県が施工しているわけではありますが、ここで地下道にすることにより維持管理費が発生することで、この管理費を伊予市と本町とで折半しようとするのです。道路を伊予市側から松前側に伊予市道を何メートルか延長し、また松前側から伊予市側に町道を延長し、地下道部分を双方の持ち物にし管理費を二分しようとする今回の道路認定は、維持管理費を伊予市にも負担を求めるという理由だけで、町道部分を市道に食い込ませるというようなことは許さ

れません。ですから、県は迷惑施設を移転するので、河川、道路整備をしてくれているのではないのでしょうか。今になってこのような案件が出てくるのも容認できない理由の一つです。この管理費は、当初からJR貨物基地移転に伴う工事計画の中でわかっていたはずではないのでしょうか。なぜ今ごろこのような認定の案件が上がってくるのか理解ができませんし、伊予市議会の承認が得られるかどうか何の確認もありません。

また、承認が得られたとしても、このような共同経営的なことは、今後トラブルの原因にもなりかねません。地方自治体は財産・生命を守る義務があると考えますが、今回の前例のない伊予市道を町道部分に食い込ませることによって町の財産が減少すると考えます。

また、このような重要な案件を本議会の初日に即決事項にするなど本末転倒。

また、自治体をまたいで維持管理費など考えられません。地方自治体は町民の財産・生命を守る立場から、今回の議案第63号区域外道路の認定の承諾については、以上の観点から容認できる案件ではないと考えます。議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます、これで討論を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 賛成討論。議案第63号区域外道路の認定の承諾について賛成の立場で討論を行います。

現在、JR車両基地・貨物駅の整備が進められておりますが、これに伴い松前町道東44号線及び伊予市道大谷川線として南北に通じている道路が分断されることから、道路の機能を存続させるため、愛媛県が市、町にかわり地下道で接続する工事を行っており、今年度末には完成するという予定でございます。

この地下道は、松前町と伊予市との境界をまたがって整備され、照明器具や雨水排水ポンプなどが設置されます。これらの設備の多くは松前町の区域内に設置されることから、これまでどおり行政界で管理を分けることにすると、松前町の管理費用が多額となり、偏った負担割合となります。この案件はこれを解消するため、双方の道路をそれぞれ行政界から相手方に延長し、地下道の管理義務を重複させることにより、管理費用を両市町で負担しようとするものであり、このたびこの手続として、伊予市から松前町に対し行政区域を越えた市道の認定についての承諾依頼が提出されたことから、道路法の規定に基づき、町議会の議決を求められたものであります。

一方、松前町からも伊予市に対し、伊予市内に町道の認定するための承諾依頼を提出しています。この地下道部分については、松前町と伊予市の住民が利用をすることから、費用負担が一方に偏ることなく施設管理を行うべきものであり、今回の措置は管理費用の負担の適正化の上から必要なものと考えます。

以上のとおり、今回の議案は地下道部分の管理費用を松前町と伊予市が適正に負担するために必要なものであり、可決すべきものであると考えます。議員各位の御賛同を賜りま

すようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（岡井馨一郎） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 金 澤 浩

松前町議会議員 影 岡 俊 範

9月24日（第2号）

平成27年松前町議会第3回定例会会議録

平成27年9月24日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	白石 勝也
副町長(総務)	中矢 博史
副町長 (保・産)	岡本 靖
教 育 長	本馬 毅
総務部長	金子 知芳
保健福祉部長	高橋 昌志
産業建設部長	升田 年紀
教育委員会 事務局 長	岡本 明
財 政 課 長	久津那 良幸
財政課技監	瀧本 精一
税 務 課 長	島田 恵介
国体準備室長	塩 梅 淳

福祉課長	大政哲志
町民課長	西岡きわ子
保険課長	久津那延幸
健康課長	山本有三
まちづくり課長	松岡謙三
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	合田光隆
社会教育課長 補佐	仲島昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	大政博文
議会議務局 書記	仙波晴樹

平成27年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

	平成27年9月24日(木)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

5 番稲田輝宏議員、6 番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

7 番村井慶太郎議員。

○7 番（村井慶太郎議員） 7 番村井慶太郎、議長の許しを得ましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

改選後の初議会ということでありまして、それと同時に町長4期目の最終議会ということがありますので、検証も含めて一般質問をしたいと思います。

まず最初に、副町長2人制について。

平成24年3月議会から副町長2人制が始まり3年半がたちますが、副町長2人制の実績の検証を伺いたいと思います。あわせて、今後の副町長2人制のあり方もお伺いしたいと思います。

2番目の質問であります、南黒田工業用地について御質問させていただきます。

この計画ももう5年近くがたちますが、あれから以降の誘致希望の企業の有無を伺いたいと思います。あわせて、今後の計画の見直し及び廃止の考えをお伺いしたいと思います。

3番目の質問になりますが、義農顕彰館についてお伺いしたいと思います。

この顕彰館ですが、これは町長みずからが顕彰館建設を切り出し、また議員提出議案により決議を行っている義農顕彰館の今後の見通しをお伺いします。

そして、最後になりますが、庁舎周辺の駐車場問題についてお伺いします。

庁舎北の駐車場がなくなった今、土日、祭日には特に駐車場がなく、路上駐車はもちろん、庁舎前の歩道上の駐車は当たり前のように駐車しております。また、土日には職員の監視作業もあるようですが、先日はけんかもあちこちであったと聞きます。本町は一極集中型の庁舎であるため、今では駐車場が大問題になっています。今後の駐車場の確保の考えをお伺いします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 村井議員の御質問にお答えをいたします。

御存じのように、副町長は24年4月から2人の組織体制を組んでおります。これは、未曾有の大災害となりました平成23年3月に発生をした東日本大震災を踏まえまして、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震などに備えるために、町としてこれまで以上に体制を強化し防災に力を入れようということで、新たに防災担当の副町長を置いたわけがあります。

そして、松前町の実情に合った防災対策を確実にそして計画的に行っていくために、防災担当の副町長を中心に防災対策プロジェクトチームを立ち上げて、防災上の課題や問題点を洗い出すとともに、その対策を立て、住民の皆さんの意見を聞きながら防災、減災対策に取り組んできました。そして、これまでに災害時に少なくなるのが予想される職員でもできるだけ速やかな対応ができるようなマニュアルを初め、さまざまなマニュアルを策定するとともに、地域防災計画の見直しも行いました。今では限られた予算と人員の中で、松前町の防災、減災対策を一步一步着実に、そして充実強化することができていると思います。

これからも地方創生の取り組みや、あるいは国体開催など行政課題は数多くありますので、それらにも適切に対応するため、4月からは2人の副町長の所管をはっきりと分けまして、1人は防災を含めた総務部門、そしてもう一人を保健福祉、産業建設部門の担当制にいたしました。これにより、各所管の行政課題についてより細やかな指導や指示が可能になっており、また各部や各課の連携もスムーズになってきております。

こうしたことから、南海トラフ巨大地震を初め各種の災害への即効性のある対応をするためにも、副町長の2人制は、私は必要じゃないかというふうに思っております。

次に、義農顕彰館についてお答えをいたします。

私は、松前町は、麦種を枕にみずからの命を後世のためにささげた義農作兵衛翁は町民の誇りであるとともに、みずからを犠牲にしても他人のためにという生き方は町政の中でもずっと継承していくべきだというふうに思っております。そのため、義農作兵衛翁の人柄や生き方をもっと多くの住民に知らせるとともに、後世に長く伝えていくためにも顕彰館といったような建物を建てる必要があるのではないかというふうに思っております。この私の考えに議会の皆さんも賛同してくださり、また町内のいろんな会でもこの話を私はしてまいりました。私のこうした呼びかけに対して、それはいいと言う方もいらっしゃいますし、いやもう義農神社があるじゃないかといったような意見なども聞かれました。

また、私自身も義農神社ができるまでのいきさつまた神社のある土地、こういったものについて調べてみました。土地は町有地と民有地が混在をしており、また神社は神社庁の

所管するいわゆる神社ではありませんので、役所が建てかえたり壊したりすることは構わないんですけれども、住民の感情があるのでなかなか難しいのではないかといった見解もありました。ただ、建てるとするならば場所的にはやはり義農公園がいいのではないかというふうに考えておりました。松前保育所の移転の見通しもつきましたので、やはり義農公園が建てるとするならば適地ではないかというふうに思っております。ただ、建てるためにはかなりの費用がかかりますので、財政見通しがないと、そう簡単に決定するわけにもまいりません。

また、昨年教育委員会において地元区長、文化協会の会長等の有識者で構成する義農神社及び周辺史跡に関する検討委員会を設置して、義農作兵衛及び義農神社等に関するアンケート調査も行っておりますので、今後検討委員会でこのアンケート結果も分析をしてもらい、またさらに町民の意見を参考にしながら、財政状況を踏まえて引き続き私自身としては検討して行って、町民の大勢の皆さんが何らかの形で参加する、そういった環境を整えば、ぜひ建設をするのがいいんじゃないかというふうに今でも考えております。

他の質問につきましては、担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡井馨一郎） 升田産業建設部長。

○産業建設部長（升田年紀） それでは、南黒田工業用地についてお答えをいたします。

南黒田工業団地の整備につきましては、農村工業導入促進法に基づく実施計画の変更及び都市計画法による地区計画の策定の手法により実施することとしております。この農村地域工業等導入実施計画の変更協議に当たりましては、計画区域の大半について進出予定企業が決まっていること、また隣接市である伊予市の同意が得られていることが求められております。このため、現在伊予市と同意のための条件整備について協議を進めており、同意が得られるよう今後も粘り強く協議を行っていきたいと考えております。また、進出企業につきましては、小規模な事業用地や短期間での着手を希望する事業者から問い合わせはあるものの、現段階では開発のための条件整備が整っていないことから、進出についての協議が行える状況には至っておりません。

ただ、今後伊予市との協議を踏まえ、さまざまな機関に情報提供を依頼するなど、進出企業の確保を図りたいと考えており、計画の見直しについては考えておりません。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、私のほうから駐車場についてお答えいたします。

庁舎北側駐車場は、平成26年9月に土地所有者に返還をいたしております。それ以降、松前公園、文化センターの利用者には駐車場の実情をお伝えし、乗り合わせての来場、公共交通機関を利用することの協力をお願いするようにしています。また、松前公園や文化センターのイベント等であらかじめ大勢の方の利用が予想される場合には、老人広場や体育館前の広場、また多目的グラウンドを臨時駐車場にするなどの配慮もしております。

御承知のように、厳しい財政状況にあることから、松前町としましては役場や文化センター等の敷地以外で駐車場を確保することは難しい状況にありますので、松前公園体育館前の整備や役場の敷地内を整理することによって、役場や文化センター等の敷地内で少しでも駐車スペースを拡張できないか検討しております。

庁舎前の歩道上への駐車は歩行者の安全面からも好ましくないため、コーンを設置し規制をし、駐車場以外での駐車禁止をさらに徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） まず最初に、副町長2人制、これについて再質問させていただきたいと思っております。

この当初、24年4月からスタートしたということで、そのときの議事録を見せると、かなり質問も出て、僕も反対討論もさせてもらうんですけど。このときに町長は、副町長という職務を特別職を1人ふやすんではあれば批判も出るかもしれませんが、副町長については総務部長の事務を取り扱わせるというふうに考えておりますので、別に人員をふやすことにはなりませんと。24年のときには1人ふやすんじゃないんですよ、総務部長の事務を取り扱わせるんだということから行財政改革に逆らうものではありませんというような答弁をもらうんですけど。今現在は1人ふえたような状態になつんですけど。今総務部長と総務課長が兼務されとる思うんですけど、そこらはええかもわからんやけど。副町長は前はそういうような形で、総務部長の事務をやるんだからふえたんじゃないんやと、給与面でもそんな大した金額じゃないと、こういうようなことでみんな承認されたと思うんですけど。今は町長、形的に最初のと大きな違いがあるんじゃないかと思うんですけど、ここらはどういうふうなお考えですか。

○議長（岡井馨一郎） 白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 今議員がおっしゃったように、スタートしたときは副町長が総務部長を兼任ということで、管理職の数からいけば変化はありませんよという言い方をしました。今回は副町長は専任ですけれども、総務部長が課長を兼任するというので、管理職の体制としては人員的には変わっておりません。

細かく給与のことを言えば若干の差はありますけれども、ただ御存じのように、私どもは町長、副町長、教育長ともにずっと10%のカットという条例をそのまま続けておりますので、これについて住民の皆さんから数がふえたから給料が多くなったんじゃないかといった、そういった批判は特に聞いておりませんし、私どもの努力を住民の皆さんは十分理解していただいているというふうに思います。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番(村井慶太郎議員) 副町長2人制については、人員もふえてないんだと、それと給与の10%カットを行っているんで給与的にもそんな大きなお金じゃないんだというようなことなんですけど。私はいろいろ話を職員の中からも聞かせてもらいよんやけど、今後懸念するのは、ことわざにもありますように船頭多くして船山に上る、どっちの言うことを聞いてええやらわからんのやと、船頭が多過ぎてちょっと困るようなこともあるんだというようなことも聞いとんで、またそこらもこれから対策をやってほしいなと思います。副町長の件については、これで終わらせていただきたいんですけど。

今度は義農顕彰館、これについて町長にお聞きしたいんですけど、何か義農神社を壊すとか、神社庁に聞いたら町で壊すとかそういうのは別に構わんと、神社庁の持ち物じゃないんだからいいんだというようなことなんですけど。何で義農神社を壊す前提で義農顕彰館の話をするんかということからお聞きしたいんですけど。

○議長(岡井馨一郎) 白石勝也町長。

○町長(白石勝也) 決してこれはその神社を壊すということではありません。あの建物は非常に古くて、大風が吹いたりしたらかなり危険な状況にあるので、何とか改修とか建てかえみたいのができないかというような声が住民からもありましたので、なかなかこれを建てかえをする、特に役所のほうでやるのは難しいんじゃないかということで神社庁にお伺いしたら、いやこれは神社庁に登録した神社ではありませんよ。いわば住民の皆さんが作兵衛を神のようにあがめるということで神社という名前をつけたんです。しかも、じゃあそれは誰が所有して、誰が管理してるかということも聞いても、誰が責任を持ってやってるかというのは全くわからないんです。そうすると、もし強風とか何かで倒れたときに誰が一体責任をとるかということ、誰もとる人がいないんです。そうした場合には、もし顕彰館のようなものを建てるのであれば、義農公園というのは一つの候補地だろうと。そうすると、あの隣には町の老人憩いの家もありますから、あのあたりを整備して建てることも一つの案だなということで。決して義農神社をぶっ壊すなんてことを言ってるんじゃないので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長(岡井馨一郎) 村井慶太郎議員。

○7番(村井慶太郎議員) 町長から神社を壊すというような最初の答弁がありましたもんでお聞きしたんですけど、義農顕彰館と神社とは全く別な立ち位置ということで考えてええということですよ。

そしたら、義農プールです。プールも撤去されてもう空き地になっとなんですけど、それと今後松前保育園ですか、これも立ち退きになるんで、そこらで顕彰館、そんな大々的なもんじゃなかったも構わんで、僕らも議員の中で研修も行かせてもろうて、あれ10坪ぐらいいかな、12坪ぐらいいのちっちゃな顕彰館みたいなん、ああこんなんでもええんやということで行った経験もあるんですけど。

それと、財政的に余裕がないというようなことを町長はおっしゃいましたが、財政的な余裕がないのに顕彰館の建設を切り出すのも、なかなか納得いかんのですけど。そこらも考えて顕彰館のお話も最初されたんかなと思うんやけど、今になって費用がないんやと、財政が難儀なんやと。それで、何で最初から顕彰館の建設を切り出すんかなというところがひとつ私はお聞きしたいんですけど、どんなですか。

○議長（岡井馨一郎） 白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 私も小学校、中学校は松前の小・中学校ですし、当時から義農作兵衛翁というのはまさに学校でも習うような、こういう作兵衛さんがいて今我々があるのは麦種を残してみずからの命を投げ出したんだと、そういう非常に尊敬すべき昔のお百姓さんであるというふうに聞いてずっと私も育ってきました。それで、ふるさと松前町の町長になって、いろんなところで義農作兵衛あるいは義農神社の話をすると、知らない方がかなりいらっしゃるんです。そして、今ある義農神社というのを調べてみると、先ほど言いましたように、今誰が管理してるかわかんないし、これは本当に放っておくと強風のときにといのところが落ちて、それを修繕しようとしたときに町は修繕ができない、町のもんじゃないですよという話で、じゃあ誰が管理してるかと聞いても誰もわからないと。そういうことになると、やはり顕彰館のようなものを、例えば義農神社を置いておくにしてもどういう体制でそれを置くのか、あのままにしておくともう台風の強いのが来るといつ倒れてもおかしくない状況です。

ですから、そういうことを広く住民に呼びかけて、何とか住民の間から、それは非常にいいことだからぜひみんなでやろうじゃないかという声が出てくることを、実は私は期待をしてたんです。期待をしますと同時に、これからもそういうふうなことを呼びかけていって、住民の間から、それは町長いいことだからみんなで少しずつでも出してつくろうじゃないかと、そういう機運が私は欲しいというふうに思っています。ですから、町のお金をつぎ込んで町がやりますよじゃなくて、私がこういう投げかけをしたら、住民の皆さんが作兵衛のことをそういうことならみんなで顕彰していこうじゃないかという、そういうムードを実は期待をしておりました。そのいい例が隣の砥部町で、坂村真民さんの記念館をつくろうといったときに、半分ぐらいが住民からの寄附で賄ったという話を聞きましたので、私も松前町民がそういう声に何人かは手を挙げて、ぜひやろうじゃないかという声が出てくることを期待をしておりましたし、これからもそういう呼びかけをしていって、住民の皆さんからぜひそういう声が出てくることを私は期待したいというふうに思っています。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 町長、神社のことはちょっとこっちへ置いときまして、台風が来たらという話はこっちに置いときまして、顕彰館の話をさせていただきよんやけど。

住民から声が上がったらということじゃなくて、行政が主導してこういうようなことをするんですよ、それに対して寄附をしてもらえませんかというような形で持っていかなと、町民から声が上がったらじゃの言うたらいつになるやらわからんよね。最初、町長が顕彰館の話を持ち出してなかなか進まんもんですから、議会としても、町長ほったら議会としても協力するんでぜひやってくださいということで議員提出議案も出させていただいたんです。それが今、こんな腰が引けるような、町民から声が出たらじゃの言いよったら、町長これなかなか前向いていくようなじゃないと思うんです。ですから、主導を行政がさせていただいて、その行政に対して町民の方が理解して寄附もしてくれる、そういうようなことで、義農作兵衛はかなり愛媛県の中でも有名なし、全国的にもお声も聞いとんかなというようなことで、今後町長、今おっしゃったように町民から声が出てきたらじゃのというようなことじゃあなかなか行政として、顕彰館を切り出した町長としてはなかなか理解が得られんのですけど。

もうちょっと腰が引けたような答弁じゃない、もっと前向きな、私はやるんだというようなことを期待しとったんですけど、そこらちょっと最後に顕彰館のことについてお返事だけいただきたいんですが。

○議長（岡井馨一郎） 白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 村井議員のおっしゃることはよくわかります。私自身も最初はこういう町長の考えでというふうに思ったんですけれども、こういった顕彰館というのはやはり住民の皆さんの理解がないとなかなか、例えば建てても何だというような声になったんでは意味がないわけです。

ですから、決して住民の声がないとつukらないじゃなくて、こういう提案あるいは議会でもこういう議決があったということをもっと理解をしていただいて、いろんなところで私はこの話をしますけれども、なかなかそれはそうだ、ええことやからやろうじゃないかという声が出てこないんです。ですから、私は義農作兵衛という松前町のまさに町の恩人とも言ってもいいその人の生い立ちあるいはたどってきた人生、そういったものをもう少し住民の皆さんが前向きに、そういう人を我々がこれからも後に町を引き継いでいくんだという、そういう気持ちの中心に据えるべきだと思うんです。

これが私は松前町が60年たってこれから先さらに発展をしていく大きな力になるというふうには信じておりますので、私も声を大にしますけれども、ぜひ住民の皆さんにはそれに応える形で、それはいいんだという輪を、声が出て輪が広がっていくことを期待したいというふうに思っています。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 期待して期待してということで、町民から声が出てくるのを期待してということで、今後もそういうような政策で松前町が進んでいくんかなというこ

とでちょっとさみしい思いもしております、町長。

顕彰館についてはこれぐらいにいたしまして、次に南黒田工業団地、これについてお伺いします。

これもこの当時の南黒田の議事録を見てもみますと、これが22年3月ですか、このときに土地開発公社5ヘクタールを工業団地として開発整備するものですよということ、3月議会ですか、このときに補正が上がったんです。このときの事業費が5,320万円、これを全額借金してでもやりたいんやということで3月に上がってます、補正で5,000万円。そして、その半年後ですか、南黒田工業団地の整備に伴う町道の新設、これも費用が出てます。この半年間でどんどんどんどん前向いて進んでいくのかなと思いきや尻切れとんぼで、もうこれ大方5年が来るんですよ、計画から。そして、まだ今後も粘り強く続けていきたいということなんですけど、もうこのときの誘致先はよそに頓挫してしもうて、これ今もう、最初の質問で計画の見直し及び廃止、計画の見直し、誘致希望の業者、こういう業者がいまだにおられるんですか。南黒田に工場を持ってきたいというような業者がおられますか。そこらをお聞きしたいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 升田産業建設部長。

○産業建設部長（升田年紀） 希望業者ですけれども、松前町において立地を希望するという業者はおられますけれども、今現在では開発についての協議が調っておりません。そういった関係で何年かけてでも待っていただけたらとか、そういう状況では企業のほうもありませんので、現在のところは話が前を向いては進んではおりません。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） これは当時かなり地元の人そして地権者の人、皆もろ手を挙げて賛成して、やったやったというようなことで、自分とこの農地も売れるんや、工業団地も来て雇用もふえるんやということでみんな喜んできたです、町民。それがいつの間にか、3月にこの土地が開発公社の調査、測量、設計委託料が出まして、半年後には町道もつくるんやと。西側につくるか北側につくるかというようなことで、現場も見に行かせてもらいました。それからもう5年たつが、一つも全然進まん。今のところ進展がないというようなことで。これは、伊予市の同意がもらえるかどうかというのがキーポイントなんでしょう。ですから、その間も中止するか廃止するか、ゼロベースにしてまた新しく企業を呼ぶか、何かせんと、このままでは期待ばかり。地元の人らも期待は大きかったけど、今はもう諦め半分です。それもこれ、5ヘクタールの土地に8割の誘致が決まったみたいなことになっただけなんですけど、全然決まってないし、今後の見通しも全くないようなので、このまま続けていくのも行政としていかがかなと思いますけど、そこらは部長、どうふうにお考えですか。

○議長（岡井馨一郎） 升田産業建設部長。

○産業建設部長（升田年紀） 確かに南黒田工業団地、整備に至るまでには越えなければならぬ条件があります。一番に望ましいのが、一挙にそういった部分が解決できれば直ちに着手ということにもなるんでしょうけれども、なかなかそういったことは難しいと思います。そのためにいろんな条件、それを一つ一つクリアしてできる限り進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） しつこいようなんですけど、いろんな条件をクリアせないかんということなんですけど、県としては業者が決まらんと造成の許可も出しませんよということなんです。塩漬けになったままじゃいかんで、業者が決まらんとその許可も出んと。伊予市の同意がもらえても、今回業者もおらんのでしょ。見通しもないんでしょ、先ほど言うように、見通しもないということなんで。業者も決まらんに県の造成許可もおりんですよ、今後、幾ら同意がもらえたとしても。これをまだ粘り強く続けていくと、そこらは頑張っていたきたいなというところで、できるもんなら企業誘致ができちゃあええんですけど、今後またもう一丁ハードルが1つ、2つふえて、なかなか難しいんかなというところで、もうちょっと検討していただきたいというのが僕の考えであります。

そして、4番目、駐車場問題について。

この駐車場、僕の家も歩いて二、三分のとこなんやけど、かなり駐車場がもう今大問題になってます。老人広場を使うとか、運動場を使うんかどうか知らんけど、前、副町長言われたようにエミフル、商業施設に協力してもろうてそこを使うんやと。官が民におんぶにだっこ、なかなかいかなもんかなと思うんですけど。ですが、今後商業施設にいつまでおんぶにだっこしてもらはんか知らんけど、駐車場問題を解決せんとかかなり商業施設にも迷惑をかけます。高い賃借料で土地を借りて営業されよんのに、そうでしょう。イベントやそういうふうなことがあるときに必ず満杯状態です。商業施設に買い物に来るお客さんにかてかなり迷惑かけとんです。今後の考えというのは部長、ないですか、駐車場の考えというのは。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 先ほども申し上げた内容にはなりますが、財政状況からしても新しい駐車場の確保は難しいという状況にあります。ですから、体育館前の整備、また役場の敷地内で少しでも確保できないか、こういったところを今検討しておりますので、そういった対応をまずは優先してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ないのかないのか、考えるだけじゃあ全然前向いていかんです、部長。それと、ある人も言いよったんやけど、図書館に借りた本を返しに行くだけでエミフルの4階に置いてくださいとか言われるんやと。本を返すだけやのに駐車場もな

いんやと。わざわざエミフルの4階に車を置いて本を1冊返しに行きます。公園なんかもかなり松前公園は人気ありました。それは駐車場もあって、ただで駐車できて、子供が安心して遊べるんやということでもかなりお子さん連れの人ら来てくれてました。でも、なかなか今は大変です。

そして、駐車場も考えてはおるけど、なかなか案がないんやというようなことで。私は駐車場、これを地下にするか地上にするか、下がだめなら上。上ということで、今役場の東の広い駐車場がありますよね、路上駐車しとると、役場の東に。松前の体育館と庁舎の間、ここは敷地がかなり広いんで立体駐車、仮の話ですけど隣の商業施設とか町場のパチンコ屋さんなんか行ったらH鋼で鉄板を張ったような立駐になってます。そういうふうなものをあそこの東に3階建てぐらい設けたら3倍置けるんです、今の平面の。そう建設費用も余りかからん思うんで。

それと、もう一丁僕が考えとんは、役場、松前公園もですけど、災害避難場所、これに指定されてますよね。指定されとるでしょ、されてないですか。避難場所に指定されとんです。そうでしょ、してないですか。

ほったら災害避難場所の指定はあるかないかお聞きしたいんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 通告外ですから。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 私の考えを言いますと、避難場所指定をされとるもんですから、言うたら県や国から災害対策で、松前町は浸水するんやということで高場に避難場所を設けたいし、この間の災害ですか、東日本の。あれでも家や車が水で流されていっような状況を目の当たりにしとるでしょ。そういうようなところから災害の補助でももらって、災害対策ということで補助金をもらって、そういうふうな施設、立駐でも建てたら費用もまたかなり安く済むんじゃないかなというような考えで僕はおるんですけど。

この駐車場問題をどうにか解決するんが僕は近々の課題、松前町にとって。ないからないから、考えとる考えとるじゃ前向いて進まんので、どうにかこういうふうなことで、もっと考え、借地するとか地上にするとか、いろんな考えがあります。だから、そういうところをもうちよっと具体的な案、今後の駐車場確保、これを部長、早急に考えてもらわんと庁舎に来る人もかなり駐車場困ってます。そこらどういうふうなお考えですか。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 駐車場につきましては返還したときに、いろいろ乗り合わせとか公共交通機関を御利用ください、御協力お願いしますというようなところで、現在に至っております。少しでもという検討は継続して行ってまいりますが、今たちまち厳しい財政状況の中では大きな確保は難しいというふうには考えております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） わかりました。財政難、財政難、財政が厳しいということで駐車場も確保はなかなか難しいということで町民は納得しますか、部長。

それと、イベントなんかも町内だけやない、町外からもかなり来られるんです。町内の人も迷惑する、駐車場置き場がない、けんかは頻繁、まだ暴力事件なんかはないんですけど。最後にはこういうようなことも懸念されるんですけど、近々に。これは町長にお聞きしたいんですけど、この駐車場問題は町長、どういうふうにお考えですか。僕は早急にやらないかん問題や思うんですけど。

○議長（岡井馨一郎） 白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 部長がお答えしたような状況にあります。ですが、今たまたま松前町は文化センターの利用あるいは体育館、運動場、これは町内だけじゃなくて町外の方からも非常に使いやすいということで人気があるといいますか、使用率が非常に高い状況にあります。ですから、そういう人たちには大変御迷惑をかけますけれども、私はこういう公共施設についてはできるだけ公共交通機関を使う、あるいは町内の人であればできるだけ近場の人は歩くなり自転車に乗るなり、そういった形で住民の皆さんの協力もないと、何もかも行政で準備をするというのは、私はちょっと甘え過ぎだというふうに思います。やっぱり60年たって、これから松前町はまだまだ繁栄をしていかなきゃならない、そういう状況の中で、何でもかんでも役所が用意してくれる、それに住民が乗っかるんじゃないかと、自分たちはどうすればいいのかということ、私はもっと考えて協力をしていただきたい。ですから、もっと公共交通機関を使うなり、あるいは乗り合わせをするなり、そういう形でぜひ協力をしてほしいという呼びかけを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 町民が甘え過ぎだというようなことで、もうちょっと町民さんに理解してほしいんやと、協力せえというようなことで答弁いただきました。よくわかりました。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

10番八束正議員。

○10番（八束 正議員） 議席番号10番八束正でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず、1点目なんです、マイナンバー制度について、平成28年1月からマイナンバー制度が始まります。御存じのとおり、マイナンバー制度とは、行政を効率化し国民の利便性を高め、公正、公平な社会を実現する社会基盤として導入するとしています。ことし

10月から、住民票を有する人に一人一つの個人番号12桁が通知カードにより通知されます。約5,500万世帯に簡易書留で送られるが、そのうち少なくとも5%に当たる275万世帯分が受取人不在などの理由で届かない可能性があることが、今月総務省のアンケートでわかったそうです。不在でカードが届かないことが懸念されているのは、住民票の住所を移さないまま転居した人やひとり暮らしで医療機関や特別養護老人ホームなどに入居している高齢者や障害者の人です。もし割り振られた番号が手元に届いていないと、来年1月以降介護保険などの給付申請手続きの際に番号の記入を求められるため、手続きがおくれる可能性があるようです。松前町でも全住民がマイナンバー制度からの恩恵を受け、公正、公平な行政の運営をするためにも、全員に行き届くようにする必要がありますが、どのように対策を考えていますか。

また、来年1月から社会保障、税金、災害関連の3分野を中心とした行政手続で番号を活用する予定ですが、内閣府が今月発表した世論調査では、制度の内容を知らない人が5割超に上り、個人情報不正利用やプライバシー侵害を不安視する声が多いようです。これは国による説明、周知不足や作業おくれのためだと考えられます。国の責任もありますが、今後自治体としての説明も必要と考えますが、町としてどのような方法でマイナンバー制度について理解してもらおうのでしょうか。

また、個人情報流出や悪用につながらないようにする対策も必要です。セキュリティー対策として総合的な環境整備が必要と考えますが、どのような整備を考えているのか。

また、職員にも徹底した情報管理体制の教育や周知が必要ですが、どのように行うのかお聞かせください。

2点目に、地方創生について。

先日全員協議会である程度の説明がありましたが、もう少し具体的に聞きたいと思えます。

人口減少、超高齢化の日本は、昨年まち・ひと・しごと創生法を制定しました。その目的は、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくとあります。そのため政府は、地方創生先行型の給付金を含むさまざまな地方創生に関する施策を盛り込んだ予算及び税制改正の大綱を決定し、地方創生の推進に向け精力的に取り組んでいます。その中で都道府県及び市町村ともに地方版の総合戦略を策定することを求めている、今年度中に策定の必要があると考えます。松前町でも策定に向け6月から会議をスタートしているようですが、策定に当たっては地域の主体性を発揮しつつ、さまざまな年齢層の住民を初め産学金労等の関係者の意見を広く聞き、成果目標や客観的な評価指標の設定やPDCAサイクルの実施を継続的に行うことが重要だと方針を出しています。

そこで、松前町も平成22年から10年後の将来像として第4次総合計画を策定し、まちづくりを進めています。今年度策定する地方版総合戦略との位置づけをどう考えているのか、またどのような総合戦略を考えているのかをお聞かせください。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 地方創生についてお答えをいたします。

昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立し、12月に閣議決定された長期ビジョンと総合戦略では、人口減少問題の克服に向けて目指すべき将来ビジョンや今後取り組むべき施策の方向性が示されました。これを受けまして、現在全国の自治体では豊かで明るく元気な地方の創生に向けた総合戦略の策定作業が進められております。国の指針では、まち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくために、総合戦略の策定に当たりましては、さまざまな立場から広く関係者の意見を反映させることが重要であると示されております。本町では、住民、産業界、大学、金融機関、マスコミなどで構成する推進会議を設置し、それぞれの立場で人口減少と少子・高齢化を克服するための意見や提言をいただいております。

さて、本町では平成22年3月に第4次総合計画を策定して、10年間の方向性を示しております。この総合計画は地方公共団体の総合的な振興や発展などを目的とした行政運営の最上位の計画であり、今回策定する総合戦略では、総合計画との整合性を図りながら、特に少子化対策や産業振興など、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を重点的に取り上げ、実施していくことになります。

総合戦略においては、柱となる3つの基本目標を考えております。1つ目は、これからの時代を担う若い世代の人たちが安心して子供を産み、育てられるよう切れ目のない支援を実施することにより、将来にわたって安定した人口を維持することです。2つ目は、町内産業の連携強化や各種の支援を行うことにより地域産業の活性化や雇用の拡大を図り、活力ある町の実現を目指すことです。3つ目は、住民の皆さんがいつまでも安心して暮らしていけるよう、安心・安全なまちづくりの推進や新たな広域での生活圏の仕組みづくりなど、将来にわたって元気な町をつくることです。今後も推進会議のほか、各方面の幅広い意見をいただきながら、実効性のある総合戦略の策定に向けてさらなる検討を進めてまいります。

他の質問につきましては、西岡町民課長よりお答えをいたします。

○議長（岡井馨一郎） 西岡町民課長。

○町民課長（西岡きわ子） 失礼します。マイナンバー制度についてお答えいたします。

まず、通知カードが届かないケースの対策についてですが、議員の御指摘のとおり、通

知カードは住所地に送られますので、住所地以外にお住まいの方は本人に届かない可能性があります。そのため、これまで実際に住んでいるところへの住民票の異動を呼びかけてまいりましたが、東日本大震災の被災者、DVの被害者、ひとり暮らしで長期間施設や医療機関に入所、入院されている方など、やむを得ない理由により住民票を異動することが難しい方もおられます。こうした方は事前に市町村窓口で居どころ情報を登録申請することによって、登録した実際に住んでいるところに通知カードを送ることができるようになりました。現在、登録制度について広報まさき9月号や松前町のホームページにおいて手続の方法をお知らせしており、登録の申請の受け付けも既に始めております。また、該当者がたくさんおられると予想される町内の病院や老人福祉施設に対して、担当職員への説明会を行い、円滑な登録申請ができるよう協力依頼をしております。一方、郵便局の配達時にタイミングが合わなかったり、宛名不在などの理由でお渡しすることができなかった通知カードについては一定期間郵便局が保管し、以後、市町村に届けられますので、役場の窓口に来て手続をしていただければ手渡しで交付することもできますし、再調査をして再度簡易書留で送付することも検討しております。このように松前町といたしましては、町民の皆様に通知カードを確実に受け取っていただけるよう、国の方針に従いまして準備を進めてまいります。

次に、町民に理解していただくための方法についてですが、現在国ではマイナンバー制度の円滑な運営を図るため、テレビCMの放映やポスター、チラシの配布、関係省庁のホームページへの掲載のほか、コールセンターを設置して国民や事業所からの問い合わせに対応しているところです。松前町でもマイナンバー制度を解説したDVDを役場のロビーで放映したり、地区で開催される集会にこれまで15回出向き、直接地域の住民の方々に制度の説明をいたしました。今後もこうした説明会を積極的に行うとともに、情報が届きにくいひとり暮らしの高齢者には地域の見守り推進委員さんの協力をいただいて個別に説明をしていくなど、住民の皆さんにマイナンバー制度を知っていただけるよう努めてまいります。

次に、個人情報流出対策としての情報セキュリティについてですが、松前町では個人番号を含む特定個人情報はインターネットに接続していないため、流出することはありません。また、国や地方公共団体などの各機関で管理している個人情報は引き続き各機関で分散管理するため、特定の機関が個人情報をもとに共通のデータベースを構築するということではなく、そこから特定個人情報が漏れるようなことはありません。さらに、専用回線でデータをやりとりする場合も、個人番号は符号に置きかえられるため、個人番号が回線を流れることはなく、流出することはありません。

最後に、職員への情報管理教育ですが、国の機関の特定個人情報保護委員会が示している特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを参考にマニュアルを作成し、そ

れに基づいて職員研修を行ってまいります。また、現在職員全員を対象として地方公共団体システム機構が主催するeラーニングによる研修を実施しており、情報セキュリティ意識の向上にも努めております。

○議長（岡井馨一郎） 八束正議員。

○10番（八束 正議員） まずは、マイナンバー制度についてなんですが、ある程度一定の説明をいただきました。マイナンバー制度というのはなかなか私自身も理解しにくいんですが、本当にいろんなCMとか広報紙も出されたり説明会もしとるとのことなんですが、やはりわかりやすい説明というのがどのようなことかなと私も思うんですが、わからないことをそのままにするとというのは一番悪いことですが、特に老人の方はマイナンバー制度の中でその番号が本当にこれがもし電話がかかってきたときに、おれおれ詐欺じゃないですが、番号これちょっと違うから教えてほしいということが、私簡単に教えていくんじゃないかなと。というのは、まだわからないからそういうふうにしてしまうんで、そのあたりをもっと徹底的に皆さんに、マイナンバー制度の中で番号は絶対に教えないということを徹底していただきたいなと思うんです。これは理解してないからそういうふうな形になっていくんじゃないかなと思いますんで、これからも継続してそのあたりはお願いしたらと思っております。

それと、今情報の漏えいということではいろいろと、インターネットには接続をしていないということも聞きましたし、あと国のほうもそういうふうには暗号化をしたり、インターネットとの分離をして、とにかくマイナンバー制度というのは外に流出しない方法をとってほしいという管理体制をとってくださいということですが、この間の新聞にも載っておりましたが、6割ぐらいの自治体はやはり不安を感じるということを書いたりしました。その中で一番の不安を感じておるのは専門職員がいない、そして予算的な面が切迫しとるとのことなんですが、その点については当町としてはどうなんですか。しっかりと専門員も配置されて、そして予算的にもそういうふうに管理ができるような体制にはあるんですか。

○議長（岡井馨一郎） 西岡町民課長。

○町民課長（西岡きわ子） まず、専門員のほうの不安の件なんですが、松前町の場合には既に統計電算係に正職員3名と臨時職員1名による4名体制で対応しております。専門の業者から派遣された職員が1名常勤していただいております。専門員などの職員の配置も十分に行われておりますので、心配されているようなことは松前町ではありません。

それと、予算の不安というところなんですが、まずはセキュリティの向上に、インターネットに接続している情報系と住民情報のある基幹系ネットワークを1つのパソコンで行っている自治体については多額の予算が必要となり、マイナンバー制度に伴い情報漏えいを防止するため分離する必要があります。しかし、松前町においては、先ほども答弁し

たように、当初から分離してそういった予算は必要はありません。

○議長（岡井馨一郎） 八束正議員。

○10番（八束 正議員） 漏えいというのは本当に、年金問題でも漏えいしないということになってましたが漏えいしてしまったというのは、管理体制かなと思います。その管理体制をしっかりとすることがまず大事だと思うんですが。

昨年も国内の企業で漏えいをしたという報告がありましたが、これは保守管理をしとる外部からの入った、派遣された人が、その派遣した人間が個人情報名簿を売ってそれで漏えいしたということとか、夜のお店で働いとる女の子が何度も通ってくるんでたまたま教えたらその人が公務員の職員だったということで、その公務員の職員が自宅前でその次の日に待ってたというようなこともあったそうです。

ということは、やはり個人の方が、委託された個人とかその公務員の職員の意識の徹底というか、先ほどもいろいろと研修、教育をするということになっとりましたが、これをしていかないと何ぼセキュリティーをしようと言ったって、結局職員がそういうことをしていくと漏えいがされるということになりますんで、そのあたりの徹底というか、方法というのをもう一度再確認という部分で、人的な漏えいの対策というのを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 西岡町民課長。

○町民課長（西岡きわ子） 職員のセキュリティーの意識の向上対策なんですけど、平成16年8月に情報の適正な取扱方針を定めた松前町情報セキュリティーポリシーに基づき、必要に応じてこれを見直すとともにセキュリティーの研修を行うなど職員が一丸となって取り組んでおります。今後も引き続き一層のセキュリティーの意識の向上に努めていきたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 八束正議員。

○10番（八束 正議員） ぜひともマイナンバー制度については、そういう個人的な漏えいもないように、そしてセキュリティーもしっかりして、そして町民の皆さんにわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

次に、地方創生についてですが、副町長からある程度の答弁がありましたけど、第4次総合計画の柱に基づいて、そこで総合戦略をつくっていくとお聞きをしたんですが、第4次総合計画の中には平成31年、あと5年後に3万5,000人という人口を、ふやすという計画でつくってございましたが、その計画の中では、今現在3万1,000人ですが、計画では3万3,000人、平成27年度で3万3,000人という差が出てきて、そして今度2060年には2万5,000人という人口を維持するという計画なようですが、その第4次総合計画の中の現実の中にはこれだけの差があると、45年後になりますけど。差ができるという第4次総合計画に基づいてやっていくという中での人口という目標というのが、どういうふうにか

らしていくのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 第4次総合計画の目指すべき目標は、今質問の中にございましたように3万5,000人であります。これは策定当時、松前町を総合的に勘案して目標人口を定めたものであります。松前町は御案内のように、隣接する恵まれた立地条件を生かした快適で安全・安心な生活環境基盤の整備を始めまして、教育、文化環境の充実などにより人口は減少に転ずることなく増加傾向で目標とすべきである、そういうことで3万5,000人という目標を立てました。現実的に議員の御指摘のように、現在3万1,000人弱というような人口になっております。一方、総合戦略におきましては、2060年までの人口目標を立てて、それからどういった2060年の人口の目標を目指すのかということで2万5,000人という数字を挙げております。この総合戦略の人口というのは、現在の条件で何もしなければ1万9,000人で、町としてはそれではだめなので、いろんな施策をやっていって2060年、ずっと先の話ではありますけど、2万5,000人という数字を挙げました。

ただ、国の総合戦略というのは、人口ビジョンというのはそのように2060年を目指しておりますが、総合戦略そのものは平成27年から平成31年まで、この5年間に何をやるかというのを策定するために、その前提として人口ビジョンを策定しておるということでございますので、私どもといたしましては、その将来人口の少ない人口を余り意識することなく、今後5年間に、国の交付金も実は年間2,000万円程度じゃろうかという話も出ておりますが、そういった限られた予算の中でも将来につながる施策を5年間にやって、少しでも人口が定着、あるいは仮に減少しても少ない減少で済むように、そのようなことで総合戦略を実施してまいりたいと考えております。

○議長（岡井馨一郎） 八束正議員。

○10番（八束 正議員） 人口は多分これから全体的には減少していくと思うんですが、やはりこの松前町が人口減少というか、そういう対策を打ってやっていくということが大事だと思いますが、この中に3つで基本目標というのを上げております。先日もアンケートを見させていただきましたが、アンケートの中を見ますといろいろと、出会うきっかけがないとか、結婚してない人が2,000人の中で630人ぐらいでアンケート結果の中では42%ぐらいの人が結婚をしてないと、ただ結婚はしたい願望があるというようなことで。アンケート結果を見ましたが、やはり出会うきっかけというのが少ないのかなというのがあります。そういうアンケート結果に基づいて人口ビジョンをつくっていかうとしてると思うんですが、このアンケートに基づいた形での総合戦略をどのように生かしていくのか。

それと、総合戦略というのは常に第4次総合計画の中をいろいろとあわせて見直していくというようなことを言うておりましたが、その中で成果目標とか客観的な評価指標の設

お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 総合戦略における若い世代の意見の取り入れというような御指摘、御質問についてでございますが、今議員も言われましたように、まずアンケートの対象者を18から40ということで、これからの松前町を背負っていただける年代の方という形でアンケートをとり、それを集約し、その結果を総合戦略に生かそうという考え方でおります。

もう一つは、庁内の職員ではございますが、若手職員、手を挙げてくれました若手職員に対して、そういった町の将来像、人口減少とか雇用創出とかについて議論をしていただいております。その議論の成果も、また提案いただくようになっておりますので、それらも総合戦略に取り込んでいきたいというふうには考えております。それ以外の取り組みは具体的にはございませんが、またいろんな場所で、いろんな形で御意見を頂戴いたしたいというふうには考えております。

あと、国のほうの支援のことでございますが、当初国のほうの地方創生の取り組みとして情報支援とか財政支援とか人的支援とかというようなことがありますという説明もさせていただいたかと思っております。財政支援は御存じのように、国からの助成金、総合戦略についてもそのほとんどが国からの助成で賄っておりますし、プレミアム商品券なんかの財源もそういったものの一つになっております。あと、情報支援としましては、人口分析などを行う中でビッグデータとかというような言い方をしておりますが、いろんな国の持つておる情報が町のほうでも確認できるようになっておりますので、そういったものを使いながら人口ビジョンの策定に利用したところでございます。また、人的支援は今のところ具体的にはございませんが、相談窓口を各省庁などに設けております。必要に応じてそういうのを使っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 八束正議員。

○10番（八束 正議員） 総合戦略、いろいろと国の支援もありますが、松前町で総合戦略をつくるというのは、若い世代の人たちも協力してもらいながら斬新的な考え方でやっていかないと、人口ビジョンもそうですが、ある程度の松前町としてのあるべき姿というのは見えてこないかと。この3つのある程度案がありますが、この3つの柱をいかに実行していくかというのが一番大事なことになってくると思っておりますので、ぜひ知恵を出して皆さんの考え方をしっかり一つにまとめて、これは行政だけでできるもんじゃないと思いますんで、町民の皆さんとか銀行の方とか大学の方とか、一緒に交えて総合戦略をつくっていただいて、将来の子供たちが夢の持てるような総合戦略にさせていただきたいと思ますんで、ぜひこれからも皆さんの知恵を拝借して、すばらしい総合戦略ができますことを

期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 八束正議員の一般質問を終わります。

11時まで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（岡井馨一郎） それでは、再開いたします。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8番藤岡緑でございます。今回無投票による当選という形で3期目をスタートさせることになりましたが、このことを真摯に受けとめ、改めて粛々と議員活動を行ってまいりたいと思います。

それでは早速、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、町内の道路整備についてお伺いいたします。

町内の道路整備における整備条件の優先順位等についてお伺いしたいと思います。特に3つの視点から伺っていききたいと思います。

交通量の多い道路では交通事故の原因とならないように頻りに舗装や整備が行われることが多い傾向にありますが、地域の生活道路となると様子が変わります。人や車の往来で年々時間をかけて舗装した道路も摩耗し、特に凹凸が激しくなり、住民の暮らしの中でけがや事故のもとになっているところもふえてきているのではないのでしょうか。また、今までなかったところにコンビニや人の集まりやすい店舗ができたりすると、そこへのアクセスとなる道路は急に傷みの度合いを進めたりして危険度を増してくることもあります。地域からの道路整備要望の多い中で、当然財政的制限もある中で、優先順位をつけて対応しているのですが、町全体の道路整備と地域間の公平性を両立させていく必要があると考えますが、町の方針、考え方を伺います。

暮らしに直結する道路整備にという視点から考えると、年々住民の高齢化が進むにつれて、そのライフスタイルも変化しています。ショッピングカート——キャリーバックのようなものを考えていただいたらと思いますが、それを引きながら歩く方々や電動車椅子とか自転車、それも電動自転車とかというような利用もふえています。側道などの道路表面の凹凸や段差が高齢者にとっては非常に危険なものになっています。高齢者や障害者など、交通弱者に対する町の道路整備の考え方を伺います。

次に、子供たちの安心・安全が確保されている通学路にという視点から考えますと、小・中学生の通学路となっている道路についてドライバーさんたちへの注意喚起の表示や整備など、再度定期的にチェックの必要などあるのではないのでしょうか。住民の安心・安全確保の道路整備に対する町の考えを伺います。

次に、コミュニティ防災の重要課題において、地域の守り手が災害時に犠牲にならないようにという視点からお伺いします。

大きな災害になればなるほど地域を構成するさまざまな個人や団体——例えば自主防災会とか消防団とか民生委員さんたちなどです——が連携し、自立的に行動できるコミュニティへの再構築が守り手を守る近道だと考えます。守り手であっても命の重さに変わりはありません。守り手を守る安全システムの構築が急がれるべきだし、それを制度として支えていく仕組みや仕組みづくりが重要です。

一般的に消防団は、日ごろ一般市民として本業を別に持ち、有事に地域を守る活動をする形になっており、その立場は特別職の地方公務員として嘱託を受け、少ない報酬でも地域の守り手としての高い意識を持っています。それゆえの危険度も高くなります。また一方で、民生委員は非常勤の特別職の地方公務員に該当し、無報酬で活動に必要な実費弁償という形をとっています。また、原則社会福祉の地域の担い手であることから、災害時の活動を想定したものでもありませんし、法律上有事のこと是一切書かれていません。そのため、災害補償に関する制度はありません。民生委員が抱える要支援者や見守り独居老人の方々を有事に1人で声がけ、避難誘導などというのは非常に無理があり、東北大震災の津波から実際にこういった人たちを救出する際に多くの消防団員やあるいは民生委員さんが犠牲になりました。

このようなことから、平常時に防災計画の中につながりのあるコミュニティ防災という考え方を取り入れて、実際の防災訓練などにおいても民生委員との連携強化を進め、定期的に行えるまでの道筋をつくっておくことが重要だと考えます。行政側のサポート、コーディネートを期待するところですが、町の考えをお伺いします。

3つ目の質問になりますが、子供を取り巻く環境で、学校、家庭、健康面等に不安を抱える子供たちについてお伺いします。

文科省から18歳以下の自殺は長期休業明けに急増する傾向があることに留意し、組織的に対応できる体制を整え、児童・生徒への見守りを強化してほしいと各都道府県の教育委員会に異例の通知が出るほど、子供を取り巻く環境について深刻な状況になっているようです。いじめや学業不振、親子関係など要因はさまざまですが、生活環境が大きく変わる契機になりやすく、プレッシャーや精神的動揺が生じやすいとの分析もあります。

町内の小・中学校では新学期が始まっていますが、休み明けのこの時期、深刻化しような問題は起きていないでしょうか。小・中学校にはスクールカウンセラーなど相談員も配置しているようですが、そういった機関がしっかり機能しているのでしょうか。また、情報共有ができているのでしょうか。今後ますます問題が複雑化する中で、子供たちの健全育成を目指した取り組みがいかになされているのか、町の考えをお伺いします。

次は、不審者対策ということで関連して、また日照時間が短くなるこの季節は、学校行

事の練習や塾帰りなどで夜道の危険度も高くなります。特に外灯の少ない田畑の側道や空き家などが不審者の温床になったりもしています。また、記憶に新しい高槻での中学生男女の悲しい事件のような最悪な結果はまれな事例ではありますが、子供たちによる夜間徘徊などがさらに事故や事件を助長する結果になっています。子供を取り巻く環境が従来よりずっと危険性を増しているということも、残念ながら認識せざるを得ません。

そこで、学校、地域、家庭などの連携による不審者対策が必要となっていますが、補導委員さんや見守り隊などのパトロール、また不審者情報の入手、事前の対応など、一連の対策ができていますかどうか、町の考えをお伺いします。

最初の質問としたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

岡本副町長。

○副町長（岡本 靖） 藤岡議員の質問にお答えをいたします。

まず、町内の道路整備についての質問がございました。

道路整備については、近年の厳しい財政状況の中で、地域からの要望にも十分な対応が難しくなっていることから、事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、優先順位の高いところから順次事業を実施していく必要があると認識しております。今年度も9月上旬に各地域から土木事業の要望が提出されていますので、今後は現地調査を行い、老朽化の程度、利用度、地元の合意形成などを総合的に勘案して、事業箇所への偏りがないように事業実施箇所を選定していきたいと考えております。

また、本格的な高齢社会を迎えた現在、誰もが安全で安心して利用できる道路整備が求められています。殊に高齢者や障がい者などへの交通安全対策は重要であることから、歩道を新設または改良する場合には、勾配や段差など、交通弱者にも配慮していきたいと考えております。

次に、通学路の安全対策につきましては、平成24年4月以降、全国で登下校中の子供たちが死傷する事故が連続して発生したことを受けまして、松前町でも本年8月に学校、警察、道路管理者等が連携、協働して通学路の緊急合同点検を実施いたしました。その結果、危険と判断された箇所につきましては、整備がほぼ完了しております。また、松前小学校の通学路である土川沿いの町道西74号線につきましては道幅が狭いため、今年度から歩道整備に着手する予定でございます。今後も引き続き住民の安心・安全の確保に配慮した道路整備に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。その他の質問については、担当の部局長から答弁いたします。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、コミュニティー防災の重要課題についてお答えをいたします。

災害が発生した際には、まずは自分の身を守ることが最優先となります。東日本大震災では、避難誘導や安否確認を行っていた避難支援者が犠牲になるケースもありました。住民が発災後すぐに避難しなかったり、避難支援者の退避に関する行動ルールを定めていなかったことが原因として挙げられます。

平成26年9月に策定いたしました松前町避難行動要支援者の避難支援計画では、災害時の民生委員の役割は自主防災組織が避難支援対象者の安否確認を行う際の情報の共有や提供等を行い協力するというようになっております。従来民生委員が行うこととなっておりました高齢者等避難支援対象者の安否確認は、自主防災組織が中心となって担うことになりました。

災害から命を守るためには情報伝達、避難行動、支援活動が効果的に行われることが必要です。そのため、自主防災組織で実施している防災講座や訓練を繰り返し行うことに加え、防災活動に当たる住民や民生委員等が被害に遭わない行動ルールをつくり共有することが必要と考えます。松前町では現在のところ、災害活動時の行動ルールは定めておりませんが、この行動ルールはそれぞれの地域の実情に合わせてつくる必要があるため、町からの情報等をもとに、まずは自主防災組織、民生委員等の地域の皆さんで話し合っ決めていくことが必要というふうに考えております。その後、避難所となる学校関係者や町の職員と行動ルールを共有し合い、町の総合防災訓練などで検証を行い、いざというときに備えていきたいというふうに考えております。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） 子供を取り巻く環境についてお答えします。

現在いじめによる子供の自殺が相次いでおり、私どももこのようなことを深刻に受けとめています。昨年度の内閣府の自殺対策白書によると、18歳以下の自殺者数が夏休み明けの9月1日が最も多いとの結果が出ています。これを受け、8月に文部科学省から全国の各市町教育委員会に対して、いじめ問題への組織的な取り組みの徹底及び児童・生徒の自殺防止の取り組みの充実を図るよう通知がありました。

教育委員会ではこの通知を重く受けとめ、子供の命の大切さを再確認し命を守るために、8月の校長会においても夏休み終わりの情報収集や2学期初めの児童・生徒の変化や欠席状況、いじめの実態等を的確に把握するように指示しました。9月に入り、学校からの児童・生徒に対するいじめや非行を含め深刻な問題の報告は現在のところありません。

教育委員会では各小・中学校ごとに子供のための相談員1名、加えて中学校ごとには臨床心理面でサポートするスクールカウンセラー1名、町内全体としてさまざまな機関との連絡調整役のスクールソーシャルワーカー1名を配置し、休み時間や放課後に気楽に話や相談ができるように相談室を設けて相談を受けています。昨年度の子供の相談件数は、小・中学校合わせて795件ありました。主な相談内容としては、不登校に関すること、友

人関係、家庭の問題でしたが、1人が何回も相談したケースもありました。子供だけで解決できない場合や家庭の協力が必要な場合には、相談員が保護者との面談や家庭訪問を行い、話を聞き、相手に寄り添い、問題の解決が図れるよう日々努めています。

学校では、いじめや悪質な非行など緊急性のあるケース、不登校のように相談の解決に時間がかかるケースや日常的に見守る必要があるケースなどにおいては、生徒指導部会や特別支援校内委員会を開催して情報を共有し、必要に応じて関係機関につなぐなど、解決に向けて組織的に対応を行っております。

年々多様化する子供たちの悩みに対し、今後も学校、家庭、地域や関係機関が連携を密にして、一人一人の子供を多くの目で見守り、問題の早期発見と迅速な対応ができるよう努めてまいります。

続いて、不審者対策についてお答えします。

本年4月から8月末までに伊予警察署から町内における不審者の情報は11件あり、そのうち小・中学生にかかわるものが7件で、知らない人から声をかけられたり、後をつけられたりするなどのケースでした。

不審者情報が届いた場合、学校は保護者にメール配信したり、生徒には直接登下校時の注意などを説明したりして、子供や保護者に対して注意を呼びかけています。教育委員会では、例年警察官OBをスクールガードリーダーに委嘱し、小・中学校を巡回して児童・生徒、学校に対しての防犯対策などの指導をしております。

登下校時や夜間、休日の不審者対策としては、教員も参加している松前町補導委員30名による月4回以上の夜間街頭補導活動や大型商業施設の巡回指導などを行っております。補導委員会の定例会では、各校区の補導委員、PTA代表、学校担当者がそれぞれの情報を出し合い、各校区での不審者対策を検討し、一人一人の子供が事件に巻き込まれないように努めています。

さらに、補導委員、交通指導員、警察協助力員、子ども見守り隊で構成する青色防犯パトロール隊79名が青パトを登録し、随時地域の見守りと巡回をするなど家庭、学校、地域が協力、連携しながら事件、事故の未然防止に努めています。また、校区ごとの青少年育成協議会や学校が主催する懇談会においても、学校、保護者、関係者が連携して子供を守るルールや地域での問題を明らかにして対応を図っています。

8月に大阪で中学生2人が殺害されるという痛ましい事件がありました。そのような事件が起こらないよう、これからも地域の協力を仰ぎ、地域全体で子供たちの安全を守る体制の充実を図りたいと考えています。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今それぞれについて答弁をいただきましたが、まず今の防犯対策のことで、不審者対策のところ非常に多くの団体がかかわっていただいているというこ

とで心強いなという気はいたしましたんですが、家庭や学校、地域、青色防犯パトロールと非常に人数をかけて地域を見守っておられるということがよくわかったんですけれども。

最後のところで出てましたけれども、子供たちによる夜間徘徊とかそういったものがここ最近ふえてるとかという、そういう傾向はないんでしょうか。小・中学校においてはどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（岡本 明） ただいまの質問ですが、特に最近ふえているというような情報は入っておりません。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それならばいいのですが、それは多分皆さんが協力して教育等に御尽力されてるからの結果だとは思いますが。

一つの要因になっている道路が暗いとか、あるいは空き家の問題とかそういう複合的な問題も通学路にはありますので、そのあたりは小・中学生を守るという立場と、そういうものを根底からなかなか不審者を出しにくい状況をつくるということで、人と人とのつながりをつくるということも大事なんですけれども、そういった道路の問題、それから今言いました空き家の問題とか、そういう不審者の温床になるようなところを排除していくようなものも考えていかなければならないんじゃないかなというふうに私は思っております。そのあたりは他の町全体で考えていただくことになると思うんですけれども。

スクールカウンセラーとか相談員の方々が機能していろいろな問題に対応されているということと、スクールソーシャルワーカーがいらっしゃるということは非常に心強いなと思いますので、これからもそういう方々との連携でしっかりと子供たちの安心・安全を守っていただきたいと思います。

1つ、これは現場のほうから少しお声が聞けたんですが、こういうふうに状況が非常に環境が悪化というんですか、不審者が出るとか、あるいはそういう夜の時間っていうんですか、暗くなるのが早くなったりすると、例えば部活動とかそういったものをするときに、今までは結構遅い時間まで練習ができていたんですけども、やはりこういうことを受けて、例えばもう5時に、4時半かくらいに授業が終わった後、5時半には帰ってほしいとかというふうに言われると、実際の練習が本当に余りできないとか。あるいは、親御さんからちゃんと送り迎えはしているんですけども、そのあたりの現場との実際面と、子供たちは運動もしたいスポーツの向上もしたいということがあっても、そういうことが起こってくると教育委員会のほうからそういうようなことを言われたりとかして練習時間が非常に短くなったりとかというようなこともお聞きしたりするんですが、教育長、そのあたりどのようにお考えかなということでお答えできたらと。

○議長（岡井馨一郎） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） やはり季節によって、まず部活動ですけれども、子供たちの下校の安全確保が一番であると思っています。それで、各中学校においては段階的に下校時を早めています。一番早いときで5時10分ぐらいだと思います。部活動の練習もわかるんですけれども、先ほど言いましたように、子供たちの安全・安心の確保は学校にとって命を守るという意味で最優先課題でありますので、やはり部活動を調整して早く下校されるのが筋だと思っています。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 当然それは私も同じ考えなんですけれども、ただ帰りに、例えば保護者の方からそこをフォローする、サポートするために帰りはしっかりと迎えに行くとか、そういうことの連携ができていたらそういったことも、大会の前とかそういったあたりでは時間の調整ができるとか、その辺少しフレキシブルに考えていただけるような要素もあっていいのかなというふうに私は考えております。そのあたりまた今後御検討いただけたらと思っております。

それでは、町内の道路整備について、先ほどからいろいろ各視点からお答えをいただいたんですけれども、現場主義でしっかりと現場を見ながら限られた財政の中でそれなりに優先順位を決めてやっておられるということは、これは前からそういうことは聞いているんですけれども、先ほども申しましたように、いわゆる道路が非常に車の往来が多いところなんていうのは逆に割と舗装とかの頻度は高いと思うんですが、生活道路になっているところってというのがどうしても後回し、特に大きな事故とかなければ特に後回しになっているのではないかと。これは現場を見られてこっちのほうがあちらよりはこっちのほう危険やというふうに考えられた場合に、そういうふうにして町のほうとしては整理しながらやっておられるんでしょうけれども。

そこに高齢化という問題、暮らしとの関係、そのあたりでここの道路に住んでいる町民の方々の高齢度といったらおかしいんですけれども、暮らしの実態とかその辺を、現場っていうのは道路だけを見ているんじゃないかと、その周りとかそのあたりまで現場を見られるときに、どういうふうにするのか、そのあたりもお聞きしたいなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本副町長。

○副町長（岡本 靖） 先ほどもお答えしたように路面が荒れると、老朽化して荒れることによってお年寄りの皆様が歩きにくかったり、ショッピングカートを引いて歩くときにでこぼこでなかなか真っすぐに歩けないというようなことがあることは存じております。地元からの要望を受けて現地調査をする際には、そのあたりも十分に目を行き届かせて箇

所決定に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ですから、私も生活面という暮らしの部分も視点の中に加えていただくことによって優先順位を決めていただくということで、一番は地域の要望というのがあると思うんですけれども、そのあたりの調整をしっかりとさせていただいて、暮らしの安心・安全を図っていただきたいというふうに思います。

現場に行かれるというんですけれども、その箇所というのは1年に1回ぐらいの頻度なんでしょうか、そのあたりは。

○議長（岡井馨一郎） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 原則年に1回、大字の区長のほうから要望が上がってきております。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 多分その現場を見て、1年に1回必ず見ておられるということで、1年に1回であると当然その前に見たときよりも、またかなり変わってきているのではないかというのも現実にあるんじゃないかと思いますが、そのあたりは今後の課題だと思いますが。

それに、道路の歩道を新設するときに傾斜とか勾配とかも考えながらやるということでお話があったんですが、今結構サイクリングとか自転車とかという走行もふえておりますので、そのあたりの歩道の新設のときに、そういった視点も考えていただきたいというのが私の考えなんです、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 岡本副町長。

○副町長（岡本 靖） 町道の場合、歩道が設けられている町道というのはほとんどないという状況でございますので、それともう一つ、自転車は歩道を通れない、自歩道でない自転車は歩道を通れないということがございます。ですから、歩道につきましては先ほど申し上げましたように、歩行者の方が歩きやすいような形で勾配や段差などをできるだけなくするという整備を進めていきたいと思っておりますし、自転車につきましては、県がマルゴト自転車道という形で整備を進めておりますので、町内についてはその整備されることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） コミュニティー防災のほうのところ、行動ルールの策定をして避難支援者をどういうふうにするかという、いろいろな東日本大震災の経験を踏まえて、民生委員さんや消防団員さんなんかの犠牲とかが多かったというような経験から、い

ろいろ防災計画の見直しもされてるようなんですが、そこで行動ルールの策定をされて、地域の実情に応じて地域の民生委員さんや自主防の方々ということで共有していくと、そういうことで。

それはとてもいいことだと思うんですけども、実際にそういう自主防の中で今現在そういうことがきっちりと連携で行われているのかどうか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 各自主防災組織では、それぞれ計画的に訓練を行ったり、独自の防災啓発に努めたりしながら防災対策を行っていただいております。民生委員等もそういった中に入っていただいて、一緒にいざというときの対策を相談していただいとるような地区も、私はあると思います。ですから、そういう地区が全ての地区に広がっていざというときに備えていただきたいという考えは持っておりますが、どこの地区がという具体的な情報までは持ち合わせておりません。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 多分その組織組織のそれぞれのお考えはあると思うんですが、その組織が連携して初めてそういったことの実験を踏まえたいい行動ルールができていくんだと思うんですが、そのあたりを、どうしても民生委員さんはふだんからそういう独居老人の方とか、あるいはいろいろな災害弱者といわれる方への情報を御存じですから、心情的には非常に気になるころではあると思うんですが、まずは御自分を守って、自分の安全が第一というようなあたりとか、その辺が行動ルールの策定できっちりと認識していただけるようになれば、そのあたりも改善されていくのではないかというふうに考えますが、今後の課題ではないかと思うのですが、まだまだコミュニティー防災っていうことについての考え方自体がしっかりと行き渡ってないのではないかというのが現実かというふうに思いますので、今後もさらにそれを進めて安全システムの構築に努力をしていただきたいというふうに私は考えております。

私の3つの質問に対して、まだ少しづつ残してるようなところもあるんですが、また再度の機会にということで、私の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私、松前町に生まれ育って初めてこの場に立たさせていただきました。現町制が発足した昭和30年に生まれ、60周年を迎えて私自身は60にして議員とさせていただきました。この時のめぐり合わせといいますか、松前町に恩返しする役割がめぐってきたのだと感じております。それゆえに、この松前町のために真剣に仕事も遂行してまいりた

いと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

さて、先輩議員、八束議員が既に質問をされましたので、多々重複するところはありませんが、私なりに理事者側のお考え、取り組み姿勢、意欲等を確認したいと考えますので、できるだけ具体的に御答弁いただけたらと存じます。

まず最初に、私は松前町の財政力について質問をいたします。

松前町の財政力指数は0.73ということになっております。この0.73は県下においても上位の数字であり、この高位の指数を維持、向上するための施策はあったのか。何もしないで優良な財政力を保つことはできないと思いますが、その主要な要因と思われるものがあればお聞かせください。

財政力指数が高いということは、財政に弾力性があると言われ、住民福祉の向上のための独自の政策はあるのか、またどうなっているのか、御質問いたします。

財政力指数についての関連で、インフラ整備と財政力指数の向上の両立についてお伺ひいたします。

財政力指数の計算式とは、単純にいうと収入を分子として、住民の向上のための支出を分母といたします。したがって、町内のインフラ整備を行うことによって住民の利便性は向上するけれども、基準財政需要額が増大することから、財政力指数は低下するということとなります。行政としては、住民の生活の基盤の充実と福祉を向上させながら、なおかつインフラの整備を充実させるとともに財政力指数の向上あるいは維持を両立させることが、この相反したところの両立をさせることが行政の本当の役割ではないかと考えます。そのための必要な政策と今後の方針をお伺ひしたいと思ひます。

次に、こちら重複するかもしれませんが、地方創生について、その中の適正人口とその対策についてお伺ひいたします。

国の情報支援として地域経済分析システム、RESASというのがございます。このデータでは2015年の本町の人口推計は3万を割るとされておりました。しかし、現状は3万人を維持しております。人口を維持できた要因は何だと分析されているのでしょうか。

今後、人口が減少していく傾向は変わらないと思ひますが、その中で理想とする人口はどのように設定を考えておられるのでしょうか。

また、その人口を維持する、達成するための一環として地方創生の中の、総合戦略の中のまち・ひと・しごと創生総合戦略に挙げる人口減少問題の克服に向けた主な施策である地域産業の競争力の強化、地方移住の推進、若者雇用対策の推進、小さな拠点の形成の支援のうち、どこに重点を置いて政策を進めるのか。全てやることは、一挙にやることは非常に難しい。全てやるのが望ましいと思ひますが、これは大変難しいことでもあります。優先順位があればお聞かせください。

加えて、町独自の施策として6次産業の育成あるいは創出についての計画はあるかとい

うことをお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 影岡議員の地方創生についてお答えをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2060年の日本の総人口は約8,700万人にまで減少するという見通しの中で、国では約1億人を指すという長期ビジョンを策定いたしました。これを受けまして7月に発表された愛媛県の人口ビジョンの骨子では、2060年の目標人口として推計人口に25%、20万人以上を上積みする約100万人を目指すこととしております。松前町におきましては、今のところ極端な人口減少はしておりません。県都松山市に隣接し、公共交通網や大型商業施設などの生活の利便性が高く、水と豊かな自然に恵まれていることなどが要因だと考えております。現在策定中の人口ビジョンでは2060年の目標を2万5,000人としておりますが、まずは今できることから着実に実施していくことが大切だと考えております。

総合戦略での取り組みにつきましては、少子化対策や子育て支援が最も重要であると考えておりますが、そのほか地域産業の活性化による雇用の創出、安心・安全で活力のあるまちづくりなど、各方面にバランスのとれた取り組みが必要であると考えております。

次に、6次産業化についてですが、松前町では平成24年10月に農業、漁業、商業、工業の生産者と関係団体及び町とで松前町産業連携推進協議会を設立し、連携して地域ブランドの創出を初め特産品の販路拡大、イベントの開催や6次産業化などを図る活動を行っております。こうした活動の成果として、全国に誇る裸麦産地としての特性を生かし、松前町産の裸麦を使った加工品をつくってまさき村で販売しているほか、松前町漁業協同組合でもこれまでのとる漁業からの脱皮を図るため、ハモの加工、流通、販売を手がけるなど、6次産業化に取り組み、水産業の活性化を図っております。また、平成25年10月には伊予銀行と松前町で地域経済の持続的な発展に向けた連携協力協定を締結し、相互に協力し合って本町のすぐれた産品や技術などを国内外へ売り込んでいくこととしております。

他の質問につきましては、久津那財政課長よりお答えをいたします。

○議長（岡井馨一郎） 久津那財政課長。

○財政課長（久津那良幸） それでは、私のほうからは松前町の財政力についてお答えいたします。

地方公共団体の財政状況を見る指標の一つのとして財政力指数があります。財政力指数は、普通交付税を算定した後に基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を出したものです。この指数が1を超えた場合は普通交付税が交付されませんが、基準財政収入額が基準財政需要額を超えた分だけ通常水準を超えた行政施策が可能となるため、財政力は高

いと言えます。しかしながら、財政力指数が0.7台であることや、県内20市町で比べて数値が高いことをもって、本町の財源が裕福であるとは言えません。

また、通常、財政構造の弾力性を見るための指標は経常収支比率です。この経常収支比率は、町税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する必ず支出しなければならない経費の割合で、松前町の経常収支比率は平成26年度決算では87.5%です。10年ぐらい前までは75%を超えると弾力性に欠けると言われておりましたので、本町は財政力指数は高くても弾力性に問題があると言えます。

近年経常収支比率が高い状況が続いているのは、介護保険特別会計の設置による繰出金の増加等が原因であり、今後も介護給付費や後期高齢者医療費の増加が見込まれることからさらなる上昇が懸念されます。これは松前町だけでなく、類似団体でも同様の傾向で推移していることから、町としては現在の水準を維持することを目標としております。このように松前町は財政力指数は高くても、経常収支比率が高いため財政的な余裕はなく、厳しい財政運営を強いられております。そのため、インフラ整備を含めた普通建設事業費等は予算編成方針の中で、事業内容、緊急度、投資効果等事業の必要性について十分検討し、優先順位をつけ選択と集中により効果的な事業実施を図っております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 御答弁いただきました。

まず、財政力指数においては優良の形になっているけども、実質は経常収支比率でいくと非常に財政難であるという御答弁だったと思います。

それでは、この経常収支を高めて財政力指数を向上させるという考え方はないのでしょうか。その施策というものについては何も、今現在は持ち合わせておられないのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 久津那財政課長。

○財政課長（久津那良幸） 先ほども申しましたように、財政力指数というのは普通交付税を算定した場合、その結果でございますので、財政力指数を高めるための施策というのはございません。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） その点については私はもう一度勉強し直しまして、質問の内容を詰めていきたいと思っております。

次に、地方創生のほうに移ります。

現在、第6次産業の話ですが、今までやられてきたことは裸麦ということが挙げられましたけれども、それ以外に対象とするものは何か挙がっておりませんか。裸麦だけでございましょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） 先ほども一般質問の答弁の中で述べましたように、松前漁協でもハモの生産から流通までとり行っております。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 水産のほうと考えると、農産物ではほかにはございませんか。よろしいでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） 農産物についてはそのほか特にございません。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） これは私の知恵でもないんですが、ある方の話で6次産業に関連して、農産物の中でトウモロコシがいいんじゃないかというふうなお話がありました。それは御自分で今まで経験したことでありまして、私もはっきりは聞いておりませんが、確認しておりませんが、年に4回収穫できるというふうなことで、松前の潮風に当たると甘いものができる、あるいは土壌として昔はサトウキビが多く栽培されており、私が子供のころそうでありました。その土壌がトウモロコシにもいいんじゃないか、あるいはトウモロコシはいろんな加工品に向く生産物ではないかという話をいただきました。

こういった、いろんなお考えを持たれて知恵を出そうと地方創生に向けてのヒントを持ち合わせた方がおられます。そういった方々を地方創生、先ほど御回答でありましたように推進する委員会があるということでございますが、こういう農業に関しては農協であるとか農業経験者であるとかそういった方々を招き入れて、その知恵をかりて、行政と新しい6次産業の原料といいますか、農産物の栽培をどうしたらいいんだというふうな話し合い、委員会みたいな形をプロジェクト、そういった形ができないかどうかということを考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） 農業の、国の政策としまして経営所得安定対策があります。お米、地域で農協と行政とで指定した野菜等が、レタスなどになりますが、そういうふうな人に指定されますと国の補助金が受けられる制度がございます。その地域の特産品の中に、今御説明いただきましたトウモロコシについては松前町としては指定しておりません。私のほうもトウモロコシ云々につきましてはお話は聞いておりますが、農家さん全体の意識として、そういうふうのを活発に松前町の産品として、してほしいというふうなお話があればまた連携協議会の中でも協議していきたいと考えてはおります。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 連携協議会にそういう方たちを参加させる、参加できるという

ふうな形はとれるわけでございましょうか。

○議長（岡井馨一郎） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） もう少し、今トウモロコシについては一部の方からはお伺いしてありますが、松前町全体の農家さんとしてそういうふうな機運が高まった時点でまた協議に入ったかと考えております。

○議長（岡井馨一郎） よろしいですか。

影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 関連質問も的がなかなか絞り切れなくて、初めてでございまして段取りが悪いんですが、初めてのということ抜きにしてもちょっと私の詰めも甘かったと思います。

その反省を含めて、先ほど申し上げた6次産業に関して、私の尊敬する歴史的人物、上杉鷹山の——今山形の、米沢藩の藩主であります、その財政は藩主の給料の総額が藩の収入の90%を占めるという財政構造の藩を、奇跡的によみがえらせた人物であります。その施策の中ごく一部であります、東北の自然条件に合った植物を植えるべきとして、稲作から漆、コウゾ、桑、藍、ベニバナを主体に移させたのであります。さらに、これを単なる原料として輸出せず、原料に付加価値をつけて製品化して収益を上げていくという6次産業の発想を、250年前に実施したのであります。

しかし問題はありました。それまでの原料輸出だけしていたために、加工する技術者がいなかったということでもあります。加工技術の指導に対しては高い報酬を払うという先行投資を惜しまずに、財政の逼迫下にあっても生きた金の使い方がなされた。今でいう費用対効果の経営感覚があったということでもあります。国が今進めようとしている地方創生の戦略を見ると、この上杉鷹山の改革の手法をコピーしているのではないかと思うぐらいでございします。

幸いにも、私たちはその米沢藩とは違って、財政的には、先ほど難とはおっしゃいましたが、比べれば恵まれております。地方創生というガイドラインが国から示され、さまざまな支援も打ち出されている現状、それを活用して我が町を発展させることができるのではないかと私は思います。今が千載一遇のチャンスであると思います。そういった意味で、地方創生のガイドラインに沿って、真剣に私たちは理事者側、行政側も我々町民も真剣に知恵を出し合って、地域のためだけではなく松前町全体の発展のために視野を置き、そして松前町の未来のために、私たちが今何をしなければならないかを真剣に考えて取り組んでいきたいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（岡井馨一郎） それでは、再開いたします。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 議席番号3番日本共産党の金澤浩でございます。議長のお許しが出たので、一般質問をいたしたいと思っております。

きょう、私新人の議員として初めての一般質問です。今回選挙はありませんでしたので、町民の皆さんの信任がどれだけ得られたというのはわかりません。しかし、新人として他町村から移住してきょうでちょうど9カ月になります。その立場で皆様の信任を得られるよう尽力いたしたいと思っております。きょうはそういう節目の日であるとともに、私55歳の誕生日の日でもあります。

それでは、まず初めに通告書の順番とはちょっと入れかわるんですが、子育て支援策の拡充について質問をいたします。

子供の医療費の助成対象を広げる市区町村が、今急増しております。厚生労働省の昨年の1,742市町村への調査では、通院で中学卒業またはそれ以上まで助成する自治体は1,134市区町村、65%に上りました。2004年は11自治体しかなく、この10年で103倍にふえたこととなります。その原因としましては、少子化への危機感や地域間競争が背景にあると見られます。充実した制度で子育て世代の呼び込みを狙う全国的な動きの背景には、少子化による人口減で自治体の存続が危ぶまれている現状も少なくないようです。

朝日新聞本年4月17日付の報道によりますと、中学卒業まで医療費を無料化している自治体の割合も報道されており、高知県で82.4%、徳島県で70.8%、香川県で64.7%に対し、我が愛媛県は15%と四国で一番おくれております。現在我が愛媛県下では、隣の砥部町含む6市町が既に中学卒業まで医療費の無料化が実施されております。

私はこれまで、全町で町政に関するアンケートを行いながら、町民の皆さんの生の声を直接お会いして伺ってまいりました。子育て世代の皆さんにとって、中学卒業までの医療費の無料化は切実な願いとなってきたと思っております。

子供が病気になってもなかなか仕事を休めず、また休むと仕事がなくなるといったお母さんやお父さんとも出会いました。子育てをしながら仕事ができる社会にしていくとともに、せめて町が中学卒業まで医療費を支援すれば、子供も親御さんも助かるのではないのでしょうか。子育てしやすい環境をつくること、そして全ての子供たちが安心して通院できる環境をつくること、今求められているのではないのでしょうか。若い人たちが自然環境豊かな松前町に移住し、安心して子育てができる環境づくりこそ、将来の町の発展に寄与することにつながると考えますが、そのお考えはないのでしょうか。

子供医療費助成は、子育て支援でも最も要望が強いものと思っております。そのため、近隣市

町でもこの中学校卒業までの助成が進み、子育て世帯を呼び込む努力をしております。子育て世帯がふえると町が元気になり、現役所得がふえることで税収の増も見込まれると思います。

白石町長は、松前町の議会だより本年3月定例会のNo.85のインタビューにおいて、人口減少対策をどのように考えるかという質問に対し、松前町は歯どめではなく人口をふやす方向で考えていく、目標は3万5,000人と回答。さらに、子供の医療費無料化策は人口減少対策、少子化対策ともなるものです。また、安心して子育てできる町への考えはという質問に対しては、義務教育時の医療費無料化が必要だと回答されておりました。

そこで私は、財政負担について町の担当課の方に伺いまして、試算をしてもらいました。本年5月現在でしたが、中学卒業まで無料化にするための必要な予算は約5,300万円という額でした。決して少ない額ではありませんが、松前町の一般会計の財政規模からすれば0.5%足らずです。できない数字ではないと思います。本年8月からこの制度を実施した砥部町では4,000万円ぐらいだったと聞いております。砥部町よりも財政力が高い松前町です。ぜひ町長の御決断をいただければと思います。

また、一気にやるのが難しければ、段階的に行う手もあるかと思えます。例えば最初は小学校卒業までを無料化することなどだと思えます。実施に対するお考えを伺いたいと思えます。

次に、2番目は防災対策に関して質問いたします。

本年3月31日付で松前町地域防災計画の改定があり、新たに津波編と原子力災害対策編が設けられたということです。初めに津波に関してお聞きしたいと思います。

議員になってから初仕事として、9月6日防災訓練に参加いたしました。そのときの被害想定がマグニチュード9.0、最大震度の7でした。これは最高の地震ですね。暴れ川の重信川に隣接してる松前町ですが、防災訓練時の想定被害の場合、液状化ほどの程度の範囲で想定されるのでしょうか。また、町全体が液状化することが危惧されていますが、液状化の範囲とその対策についてお伺いしたいと思います。これが第1点です。

また、津波について、町の防災計画によると、国土交通省の管轄である重信川が決壊して徳丸付近まで広範囲で浸水するというシミュレーションがありますが、愛媛県管轄の国近川、長尾谷川、大谷川などの津波の遡上はシミュレーションがあるのでしょうか。県管轄の河川も津波が起こると遡上してくるのではないかと思います。これらの河川の遡上による災害に対しての施策をお聞きしたいと思います。これが第2点目です。

さらに、今津波災害に関して述べましたが、マグニチュード9.0、最大震度7という地震が起こった場合は、当然ながら同時期に策定された原子力災害対策というものが必要になってまいります。津波災害に便乗して起こることが確実に予想されるのが原子力災害ではないのでしょうか。危惧されている伊方原発再稼働の問題点について述べたいと思いま

す。

私は津波と原発被害は一体のものであると考えております。その視点のもとにお話ししたいと思います。

福島原発の事故では、防災対策の重点地区だった10キロ圏をはるかに超えた50キロ圏の飯館村まで高い濃度で汚染されました。松前町は伊方町から50キロ地点です。風の流れから見ても、飯館村と同様になることが容易に予測できます。

松前町民の避難計画が明確になっているのでしょうか。津波と原子力災害、すなわち複合災害対策を検討しておられるのでしょうか。先ほどの液状化と河川遡上とこれは同一の質問となりますので、ぜひお考えを合わせてお聞かせください。事故が起きた場合は立地自治体だけの問題ではなくなります。

また、責任やリスクを誰が負うのか、国、県、地元自治体、電力会社の誰なのかが、今福島においても明確になっていないことが問題です。伊方原発は日本最大の活断層である中央構造線のほぼ真上にあるにもかかわらず、最も新しい3号機の想定する地震度は570ガルにすぎません。地質学者によれば、中央構造線で発生する地震はマグニチュード7以上で、伊方原発は最低でも1,000ガル以上の揺れに見舞われると言われていました。

福島原発事故を受けて、四国電力は、保安院に提出したストレステスト第1段階報告で、1,060ガルの加速度を持つ地震でも伊方原発は耐えられるとしました。しかし、2007年の新潟県中越沖地震、このときはマグニチュード6.8でしたが、東京電力柏崎原発第1号機は1,699ガルの揺れに見舞われ、原発は大きなダメージを受けました。新潟県中越沖地震程度の揺れは想定していない伊方原発は、巨大地震が起きれば苛酷事故に見舞われる可能性は極めて高いと言わざるを得ないと思います。

このような危険性が多々あるものを、町民の立場で一つ一つ議論し冷静に検証することが求められていると思います。伊方原発3号機の再稼働には問題が山積みです。原発推進派、反対派両方の学者を招聘し、町民に開かれた学習会を開くことが町民を守る上で必要不可欠と考えますが、そのお考えはあるのでしょうか。

私は東北の出身です。秋田、山形、宮城と生活したことがあります。3・11の地震では多くの友人が亡くなり、会社を経営する友人は従業員の半数が地震の被害で亡くなるという悲惨さも聞いております。また、福島で医師をしている友人たちは、確実にがんがふえているとも言われています。このようなことは、国、一般的には報道はされません。ただ、一つだけ私が危惧している点があります。福島を食べて応援とか言っておりますが、実際アメリカのFDA、すなわち日本の厚生労働省に当たるところでは、福島からの……。

○議長（岡井馨一郎） 金澤議員。原子力関係については告知されておられませんので、今まで言われたことについては一応記憶にはとどめますけれども、今後、これからの後については……。

○3番（金澤 浩議員） 関連するんですが、それがいけないんでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 関連といっても……。

○3番（金澤 浩議員） 私は、最初に津波と原子力というのは一体……。

○議長（岡井馨一郎） 液状化についてと津波の河川遡上についてですから、それと原発あるいは伊方があるいは福島の方が関連するかというと、それは関連いたしませんので……。

○3番（金澤 浩議員） その危険性についてを言おうと思ってたんですけど、議長がそう言うならわかりました。了解です。

○議長（岡井馨一郎） そういうことで、今の質問につきましては……。

○3番（金澤 浩議員） わかりました。

以上を勘案しますと、現時点では松前町の見解として、議会として、意見書、原発は再稼働させず廃炉にする意思を表明するべきだと思いますが、町長の御意見をお聞かせ願えればと思います。

新人ですので何分失礼があるかと思いますが、2つ目の質問は以上でございます。

次に、3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目は、安保法制に関してです。安保法制というと、これは国だから町は関係ないとおっしゃる方もおられるみたいですが、実は違うんです。これから申し上げます。

強行採決された安保法について、国会周辺でまた全国で、燎原の火のごとく国民の反対運動が今も広まっております。国会における3カ月余りの衆参両院の論戦を通じて、3つの点がはっきりしてまいりました。

第1は、安保法が憲法違反だということです。憲法は、国民がみずからの意思で国家に一定の権限を与えて国家権力を制御するための道具です。憲法は、その前文で日本国民はこの憲法を確定したと言っています。それは何のためか。我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保するため、そして政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意しとあります。つまり、二度と政府に戦争させない、そのためにこの憲法をつくったわけです。

そして、そのことを具体的に明確にするために、憲法9条を置きました。憲法は初めから政府に戦争をする権限など与えておりません。そこでの戦争は、武力の行使、武力の威嚇を含む概念です。すなわち、憲法は政府の裁量での武力行使、つまり戦争を始めることを許してはいないのです。

そこで、憲法の外にある国家固有の自衛権という概念によって、自国が武力攻撃を受けたときに限りの個別的自衛権だけを認めることにしてきました。政府の国会答弁にある戦闘地域での兵たん、戦乱が続いている地域での治安活動、米艦防護のための武器使用、そして集団的自衛権、そのどれもが憲法を踏み破る海外での武力行使そのものです。

自民党が国会に招致した保守系憲法学者を初め日本の憲法学者の9割以上という圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官に続いて最高裁判所長官を務めた山口氏も憲法違反だと断じております。9月8日の参院特別委員会での参考人質疑で、大森元法制局長官は、憲法の基本原理から重大な逸脱と批判しました。合憲か違憲かの論争にははっきり決着がついたのではないのでしょうか。

いかに安倍政権が国会で多数を持っていたとしても、憲法違反の法案を強行することは許されません。そんな権利は誰にも与えられていないんです。明らかに憲法違反のこの安保法が憲法改正の手續をすることなく強行されたため、今後徴兵制を含めたどんな解釈改憲も可能にされてしまいました。そして、憲法は……。

○議長（岡井馨一郎） 金澤議員。町長あるいは町行政に対しての質問であれば……。

○3番（金澤 浩議員） 次に述べる、最終的に述べることに関係があるので、今説明として述べさせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） ここまで言う必要はないと思いますし、ちょっと国家的なことを発言してもらってということは、町においては……。

○3番（金澤 浩議員） それを言うんじゃないんです。次に説明があるので、必要だから述べてるんですが、いけないのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） そのあたりは簡単に、簡便にとということで……。

○3番（金澤 浩議員） もうすぐ終わりますんで、お話しとめさせずにやらせていただけませんか。そこは十分考えております。

○議長（岡井馨一郎） 要点のみでお願いします。

○3番（金澤 浩議員） はい。明らかに憲法違反のこの安保法が憲法改正の手續をすることなく強行されたため、今後徴兵制を含めたどんな解釈改憲も可能になってしまいました。そして、憲法は有名無実化し、日本は法治国家の体をなさなくされてしまったんです。今最も危惧されてるのはこの点なんです。

2つ目としては、安倍政権がついに国民の理解を得ることができなかったということです。自民党の高村副総裁は、戦争法を国民の理解が得られなくても成立させると言い放ちました。3カ月余りの……。

○議長（岡井馨一郎） 端的に読んで。

○3番（金澤 浩議員） 今これ言わないと質問ができないんで、質問書いてること言うので。述べさせてもらいます。

3カ月余りの衆参両院の審議で、ついに国民の理解を得ることができなかったんです。政府・与党が国民を説得する立場も能力も持ち合わせていないことを、みずから認めるものではないのでしょうか。国民の6割以上が今国会での成立反対とかたくなに反対している法案を強行することは、日本国憲法の平和主義を踏みにじるだけでなく、国民主権の大原

則を踏みにじる暴挙であり、断じて許されるものではありません。民主主義を破壊する独裁政治を断固として拒否しなければなりません。

衆議院では7月15、16日に、また参議院では9月19日に強行採決されてしまいました。議会民主主義と言われる日本において、国、地方を問わず強行採決についての町長のお考えをお伺いいたします。これが質問の第1点です。

次に、第3点、わかったことですが、自衛隊の暴走という大問題です。

これは、自衛隊の河野統幕長が昨年12月に渡米し、米国幹部と会談したその会談録と思われる内部文書が明らかになりました。要はことしの夏までには終了させると米国と約束していたことなどです。政府は、会談の内容は公開できないなどとしてまいりました。

すなわち、以上3つの状況からいきますと、憲法の破壊、民主主義の破壊、自衛隊の暴走、もはや道理は一かけらもありません。にもかかわらず、この安保法に対して自治体の首長からはほとんど発言が聞かれません。安全保障は国の専管事項だから、あるいは安倍政権に対しては弓は引けない、そんな政治判断かもしれませんが、自治体の行政のトップとしてそのような対応が果たして許されるのか。町民の命を守る立場と観点から質問をさせていただきます。

自衛隊法を初めとした安全保障関係の法令の中で、地方自治体の法定受託事務、つまり、そもそもこれは国の仕事なんですけれども、法律で自治体に事務処理が義務づけられているのは、自衛官募集と国民保護計画の策定だけかと思います。1998年制定の周辺事態法、2003年に制定された有事関連三法、2004年に制定された有事関連七法、ここには国民保護法も含まれていますが、これら現行の有事関連法の中には、自治体に対して、義務づけではなく協力を要請するという規定を設けているものがあるかと思います。

現行の安保関連法案のうち武力攻撃事態対処法におきましては、地方公共団体は武力攻撃事態等における住民の生命、身体及び財産の保護に関し、国の指針に基づく措置の実施、その他適切な役割を担うことを基本とされております。そのほか、武力攻撃事態等におきまして、国などから必要とされる要請におきまして、協力するまたは関係機関と連携することなどが、自衛隊法、周辺事態法、米軍行動関連措置法及び特定公共施設利用法で規定されていることは御認識されていることと思います。

例えば、今回の改正で重要影響事態法と名称が変わった周辺事態法は、地方公共団体の長に対してその有する権限について必要な協力を求めることができると定めています。なぜ緊急事態にもかかわらず協力要請というある意味まだるっこしい規定になっているかといえば、日本国憲法は内閣に全権限を一元化する非常事態状況を設けていないからです。戦力保持も交戦権も否定し、万が一の戦争という事態を想定していませんから、これは当然のことです。これでは戦争はできないということで、政府・自民党は緊急事態法の制定を目指したんです。しかし、そのような憲法を超越する緊急事態法は制定されていませ

ん。現在の法体系のもとでは、いかなる緊急事態であっても、基本的人権は尊重され地方自治の規定も生き続けます。政府がやりたい放題できる法体系にはなっていないというわけです。

したがって、国からの協力要請に対して町長の判断が問われる局面が多々あるものと思います。安全保障は国の専管事項だとよく言われてまいりましたが、皮肉なことにこの有事法制は町長を安全保障の当事者の一人として押し上げたのではないのでしょうか。町長の所見をお聞きしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（岡井馨一郎） 理事者の答弁を求めます。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 金澤議員の御質問にお答えをいたします。

強行採決についてどう考えるかということでございますけれども、議会に限らずいろんな物事を決定する場合は、議論を尽くしてできれば意見の一致で決めるのが理想でしょうけれども、もちろんいろんな考えの方がいるわけですから、最終的に決めるときには多数決で決めるというのが一般的にはよく行われていることでもあります。ですから、その場合でも決まった後少数意見も重視するというのが一般的な多数決ではないかというふうに思います。

この強行採決という言葉ですけれども、いろいろ調べてみますと、与・野党による採決の合意を得ずに委員長や議長の職権の下で突発的に行う採決であるとか、あるいは国会などで少数派が審議の継続を求めているにもかかわらず、多数派が一方的に審議を打ち切って採決を行うことといったことが書いてあります。また、こういう説、見解もあるようです。強行採決という言葉は、マスコミがつくり出した用語で、法律に定められているわけでもなく厳密な定義はありませんというふうに解説しているものもございます。

今金澤議員がるおっしゃった安保法制について、衆議院、参議院で委員会審議が行われ、先日参議院でも可決を成立したというのは、私もテレビで、全てではありませんけれども見ました。テレビで見る限り決して好ましいとは思いませんけれど、審議を尽くしたかどうかというの見解が分かれるところですので、両方の見解あるわけですから、私が今ここでそれがどうかと言うことは答弁は避けたいというふうに思います。

今回の安保法制について、いろんな議論分かれておりますけれども、非常に国の大事なことでありますので、できるだけ多くの国民の理解を得られるように、これからも関係者の努力を求めたいというふうに思います。

それから、今回の安保法案で重要影響事態あるいは存立危機事態の場合に地方自治体の長に対して協力を求めることができると、今金澤議員もそうおっしゃいました。私ももちろん全部内容見てるわけじゃありませんけれども、この協力する内容であるとか、あるい

は実施する内容あるいはその手続、そういったものはまだ私も理解しておりませんし、どういう状況でこれが出てくるのか、これは今の段階では判断することはできませんので、そのときにどうするかと言われると、まだ私の今の立場ではお答えすることはできません。

他の質問につきましては担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） それでは、私のほうから防災対策についてお答えいたします。

初めに、液状化についてお答えいたします。

本年9月6日に実施いたしました松前町総合防災訓練では、南海トラフ地震を想定し、災害対策本部の初動活動や住民の避難行動及び関係機関の相互連携を重点に取り組みました。

今回の訓練想定である南海トラフ地震が発災した場合、松前町のほとんどが液状化する可能性が高い地域になることが、平成25年12月に公表された愛媛県の地震被害想定調査で報告されております。そのため松前町では昨年度、町や国、県が所有する地盤のボーリングデータを整備しまして、データ所在地の液状化の危険度をまとめております。これらデータの開示につきましては、年内を目標に現在準備を進めているところでございます。

液状化の危険度は、地盤の状況や地震の揺れぐあいによって異なります。液状化に対する対応としましては、土地所有者による地盤改良しかないのが現状でございます。その際には今回の液状化のデータを参考に、対応の目安として活用していただきたいというふうを考えております。

続いて、津波の河川遡上についてでございますが、重信川の堤防破堤による浸水被害想定は、風水害時における浸水被害想定を国土交通省がシミュレーションしたものでございまして、南海トラフ地震によって重信川が決壊しての浸水被害想定は、現在のところは国の想定もございません。

松前町としましては、風水害による重信川が決壊による浸水被害想定を松前町総合防災マップとして作成し、全戸へ配布しているものでございます。

また、愛媛県の地震被害想定調査におきましても、国近川等県管理河川の津波による遡上の影響については今のところ設定はございません。そのため、河川遡上の可能性はあるものの遡上シミュレーション等具体的なデータはございません。今後、国や県より津波の河川遡上による浸水シミュレーション等の情報提供がありましたら、松前町防災マップを改定し住民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡井馨一郎） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 子育て支援策の拡充についてお答えいたします。

小学校就学前の子供については県の乳幼児医療費助成制度があり、県内の全ての市や町が県の補助を受けて、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るために乳幼児の医療費を無料化しています。

その上に町独自の施策として、無料化の対象範囲を平成24年度に通院に係る医療費を7歳の誕生日の前日まで、入院に係る医療費を13歳の誕生日の前日まで拡大し、さらに平成26年度には、入院に係る医療費について中学校3年生の年度末まで無料としました。

通院に係る医療費についても中学校3年生まで無料にしてはという御質問ですが、愛媛県下では中学校卒業まで通院を含めて無料化を実施しているのは5町で、本年10月から1市が実施することになっております。

少子化対策や子育て対策の一環として、子育て家庭、特にお子さんが義務教育期間の御家庭については医療費の助成を行い負担の軽減を図ることは必要なことだと考えておりますが、本来国が一律に対応するべきものだと思っており、今後の国の取り組みに期待するところであります。町が独自に中学校卒業までの医療費を無料化するためには年間約5,000万円近い財源が必要となることから、今後財政状況を見ながら考えてまいります。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、子育て支援策について追加の質問をしたいと思います。

今最後に御答弁いただいた中で、国の対応を待つというようなお話がありましたが、今先ほども述べましたが、全国的にいうと既に65%の地方自治体がこの制度を取り入れてるわけです。中には高校生卒業までというのものもあるわけなんです。

町独自の財政を考えながらということですが、特に子育て世代の皆さんに関しては平成24年度に年少扶養控除が廃止されたという経路があるかと思えます。当時、これは子ども手当にするという理由でしたが、期待された子ども手当についても、当時の民主、自民、公明の3党合意で子ども手当が児童手当に戻ったために減額となりました。結局そうなるのと、子育て世代は増税と負担増、これに消費税が追い打ちをかけているのが現状であると思えます。

そこでお伺いしたいと思います。

子供の医療費無料化を段階的に拡大していく場合、全額が一般財源でありますから、県の助成制度の拡充の要望または国の施策等に考慮しましても協議する必要がさらに出てくるかと思えます。そこで、年少扶養控除のほうにちょっと戻りますけれども、平成24年からされましたから、24年、25年、26年と子育て世代から得られた増収分というのは一体どこに使われているのでしょうか。このような財源を使うのは、一般の町民感情からいっても、医療費無料化で医療を自由に受けられるようにすることと同時に、もう一步、若い町

民をふやすことができる、町の人口減少を食い止める策にも副次的な効果があるわけですから、こんなことを考えて、国の対応に任せるだけというのではなくて町独自の工夫をお考えになったらと思いますが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 高橋部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） お答えします。

先ほどの年少扶養手当の廃止に伴う財源の使用ですけれども、一応一般財源化しておりますので、特にこの財源を使って何かをするということにはございません。ただし、この医療費の無料化以外にも、子育て支援策というのは松前町としてはいろいろ実施しておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、段階的に実施するにしても将来こういった医療費実施にするにしても、町の一般財源を使うこととなりますので、そういった財政状況を見ないことにはなかなか実施するかどうかという判断ができないと思います。そういったものを見ながら今後も考えていきたいというぐあいに思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 徐々に財政を見ながらという当然のことだと思いますけれども、先ほど2人の議員が地方創生策の一つとしてもこの件はかかわってくるのかと思います。もう一度申し上げますが、子育て世代は特に増税になってるわけですよ。一般の町民感情からして、普通に考えれば子育て世代のためにその財源を、幾ら一般財源になったからといっても子育て世代のために使うということに関しては何ら異論のないことかとも思います。ぜひ前向きにそこの辺は進めていただきたいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 今の質問ではない。ただ希望を言われたっていう状況ですんで。

もうそしたらそれで、一応今のそれでよろしいですね。

（3番金澤 浩議員「はい」の声あり）

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） じゃあ続きまして、医療費が終わりましたんで、防災対策に関して申し上げます。

私の質問に対して、液状化に関してはほぼ全域ということですね。そのお考えで今ボーリング調査をしていたと。液状化を防ぐためには土地所有者が地盤改良しなければならないということですが、例えばこの地盤改良に関して補助金等の考え等はあるのでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 今現在も、個人の住宅というのは個人の方が計画されて、またその建築に当たっては地盤改良が必要な場合にはされておるという状況でございます。そういった状況を継続することになるかというふうには考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） わかりました。

じゃあ次の質問に移ります。

その次の私の質問に対して、津波の遡上のシミュレーションはないということでしたよね。通告書を出した後に担当の方から伺ってそうなのかと思いましたがけれども、特に南海地震に関しての想定がないというのは非常に問題だと思うんです。マグニチュード9の震度7ですよ。最大が来る。これは東北のあの地震の津波が来たときの、よくインターネットなどでユーチューブなどにアップされていますけども、ああいうのを見た後だと、絶対すごいものが来るだろうというのがわかるわけです。そういう想定がなくして、よく対策を立てられるとちょっと不思議でならないんですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 答弁でも申し上げましたが、津波の被害想定は出ております。国のほうからシミュレーションが出ており、防災マップの津波編ということで各世帯にお配りしておるところでございます。

今言われます津波による河川遡上について、河川堤防が決壊しての被害想定シミュレーション、ここまでは今現在国のほうでもそういったシミュレーションが出されていないという状況でございます。それができ次第もちろん、重信川という大きな川がございます。そういった情報を速やかに住民の方にお伝えしたいというふうには考えております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今の答弁でちょっと納得ができないところあるんですけども。例えば、先ほど国や県からの情報を待つということがありました。幾ら待ってもなかなか来ないのではないかと思います。国や県はそれぞれの立場がありますから、全体を俯瞰的に見る。松前町のことは松前町にしかわからないのではないかと私は思います。

特に愛媛県では、愛媛大学の、名称をちょっと忘れましたが防災センターでしょうか、矢田部副学長が会長されている防災の会があるかと思いますが、そのようなところでのシミュレーションとか、危険に対する正確なシミュレーションがなくてもこのような危険性があるというものはわからないものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 町独自の取り組みということだろうと思いますが、広域的に津波というのは発生し、被害も発生予測がされるというふうには考えております。単独でやることでどれだけ正確なものができるのかというのは疑問もございまして、広域的なさまざまな視点でのシミュレーションを、広域的にやっていった中で松前町がどうあるべきか、どうなるのかというのは想定していくべきだということで、松前町単独では考えてはおり

ません。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今南海地震はいつ来てもおかしくないという時期に来ていることは皆さんも御存じだと思います。そのときに町が直接、今の答弁にあったような形ですということはいかがなものかと思えます。

私がなぜ以上のような質問をしたかと申しますと、9月6日、防災対策岡田中学校に参りました。当日は物すごい雨で、本当に災害になったらこれよりもすごいんだろうなと思って、ある意味期待をしまっていました。ちょうど携帯に通報が入り、来たなと思いました。私はそのときに一番心配だったのは、岡田小学校のグラウンドで来賓の席に座っていましたが、堤防のほうが物すごく気になりました。なぜかというと風水害で西古泉のほうまで、今はどうかわかりませんが、昔よくあふれていた、そんなことを聞いたからです。時間とともにそのような発令があって避難するのかなと思って期待しておりました。ところが、何も防災訓練ではありませんでした。何度も申し上げますが、被害想定がマグニチュード9、最大震度7ですよ。

それから後に、大洲と今治で同じような訓練がありました。愛媛新聞の写真によると、大洲では小学生がたしか屋上に避難する場面の写真がありました。今治も同様でした。私は岡田小学校で見えていたら、上には上がれないようになっておりました。しかも、その想定での防災訓練でやっていたことはバケツリレーですよ、あとは被災者の介護、手当てのあたり、あとは煙の体験ですか。それぞれ一つ一つはどれをとっても大事なことで、非常に私知らない知識も得られましたんでよかったなとは思いますが、とてもではないですけどもマグニチュード9.0、最大震度7の防災訓練とは言いがたい、荒唐無稽な訓練であったのではないかと思います。

今先ほどの答弁でありましたように、シミュレーションにしても何か人ごとのような感覚が私には感じられました。町独自に考えてこそ本当の対策、危機管理になるのではないのでしょうか。そこのあたり、今後の訓練も含めてお考えいただきたいと思いますが、見解はいかがなものでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 先ほど河川の津波の遡上のお話が出ておりますが、津波のシミュレーション、こういう総合防災マップ津波編というのをお配りしております。これを見ていただいたらわかりますが、マグニチュード9.1の地震により全ての護岸が崩壊した、地盤が沈降した、そういう想定でやっております。河川から河川の堤防が破堤しなくとも、海からの津波で、それだけで想定が可能という前提で対策を立てております。

また、総合防災訓練におきましては、それぞれ年度年度にテーマを決めて、それを地域の自主防災会、皆さんとともに取り組んでいくというような姿勢でやっておりますので、

今回の防災訓練だけを見て、これはだめじゃという判断はなさらないようにしていただきたらと思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 事前にいろいろ打ち合わせしてやる会ではありません。一般の町民が参加するのが普通の防災訓練ではないでしょうか。そのようにある程度限定した考えで事を進めると、いざ災害というときには対処ができなくなると私は考えます。

このパンフレットにしても何にしても、具体的に本当に危機管理を考えたものであるべきだと思います。

○議長（岡井馨一郎） よろしいですか。

○3番（金澤 浩議員） はい。答弁をお願いします。

○議長（岡井馨一郎） 質問ですか。それとも何ですか、今の。

○3番（金澤 浩議員） 今のが質問ですが。もう少し、誰が見ても事前説明とかなくてもわかるような形にすべきではないでしょうかということです。

○議長（岡井馨一郎） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 先ほども申し上げましたが、総合防災訓練というのは町独自で押しつけるものではございません。地域住民の皆さんと一緒に、いざというときにどうするか、そういう視点でいろんな場面を想定してやっております。そういったことで、今後とも地域の住民の皆さんが参加できやすいような、そういう訓練内容を盛り込んで、継続して取り組んでやっていきたいと思っております。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） お話しはわかりますけれども。

さらに私が思うのは、あくまでマグニチュード9.0、最大震度7、最大ですよ、これは。このとき、意外と訓練でやったことってというのは危機的な状況に人間追い込まれたとき思い出すんだそうですよ。学校で訓練やって、3・11のときも子供たちがお年寄りを避難させたというような美談も、岩手県などで多数ありました。

私は少なくとも、今副町長おっしゃいましたけれども、携帯に緊急の通報が入りましたと同じように、例えば津波が1時間後とか2時間後にどこまで来るっていうのはある程度想定できてるわけですから、放送で流すとか、そうでなければ、瓦れきの下の人を皆引っ張って助けてるわけですよ、訓練で。普通こういう災害が来れば、とにかく、先ほど2人の議員の答弁の中でもありましたが、助からなかった人いるわけですよ。そうすると、いち早く大体どれくらいまでは人を助けて、ここを過ぎたら共倒れになるからとにかくここを逃げまじょうとか、そういうアナウンス等はあってもいいんじゃないかと思っております。

この想定、今お聞きした中では、シミュレーションもないから全て何かそれもやらないのかと。私はちょっとひねくれてるかもしれませんが、そのように受け取っておりました

が、そのあたりも考えてやっていただければと思います。

以上の意見です。この質問オーケーです。

次、最後に安保法制に関してまいります。

町長のほうから、強行採決に関しては強行採決の定義云々というようなお話ありましたが、好ましいとは思わない、もっと審議を尽くすべきだ、どこの自治体の長もそのような答弁でございます。それ以上聞くのはどうかなと思いますが、ただ、憲法違反であるという認識はないのかというようなことはお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 私まだそこまで特別勉強しておりませんので、今まで聞いてる話だけでお答えするのはいかがなものかというふうに思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） さすが町長、慎重なんですね。集団的自衛権の行使を含んだ新たな安保法制によって、戦争への協力を求められる自治体のリスクは確実に高まるということは、今回の強行採決で好むと好まざるにかかわらず、決められてしまったわけです。

私は憲法99条、我々公務員は憲法尊重擁護義務を負うものとして、町長もそうです。そして、町民の安全を守る立場にある町長として、決して今憲法云々というのに口をつぐむということはいかななものかだと思います。多くの国民や町民とともに安保法反対の声を上げていくべきだと思いますが、改めて見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡井馨一郎） 白石勝也町長。

○町長（白石勝也） それぞれの考えがあるわけですから、私は町長という立場でどうかと言われると、それはお答えはできないわけです。私個人の考えはありますけども、こういう席で述べるものではないというふうに思います。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 真意がわかりました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後1時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 城 村 トキ子

10月5日（第3号）

平成27年松前町議会第3回定例会会議録

平成27年10月5日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	白石 勝也
副町長(総務)	中矢 博史
副町長 (保・産)	岡本 靖
教 育 長	本馬 毅
総務部長	金子 知芳
保健福祉部長	高橋 昌志
産業建設部長	升田 年紀
教育委員会 事務局 長	岡本 明
財 政 課 長	久津那 良幸
財政課技監	瀧本 精一
税 務 課 長	島田 恵介
国体準備室長	塩梅 淳

福祉課長	大政哲志
町民課長	西岡きわ子
保険課長	久津那延幸
健康課長	山本有三
まちづくり課長	松岡謙三
産業課長	徳居芳之
上下水道課長	忽那俊幸
会計課長	松岡芳弘
学校教育課長	合田光隆
社会教育課長	富田徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	大政博文
議会議務局書記	仙波晴樹

平成27年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.3

	平成27年10月5日(月)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	委員会提出議案第1号	松前町議会会議規則の一部を改正する規則	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第3	議案第55号	平成26年度松前町歳入歳出決算認定について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第4	議案第56号	平成26年度松前町水道事業会計決算認定について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第5	議案第57号	松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第6	議案第58号	松前町手数料条例の一部を改正する条例	
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第7	議案第59号	平成27年度松前町一般会計補正予算(第3号)について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第60号	平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第9	議案第61号	平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第10	議案第62号	平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第11	議員派遣の件		

午前10時30分 開議

○議長（岡井馨一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（岡井馨一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

7番村井慶太郎議員、8番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 委員会提出議案第1号 松前町議会会議規則の一部を改正する規則（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第2、委員会提出議案第1号松前町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会伊賀上明治委員長。

○議会運営委員長（伊賀上明治議員） 委員会提出議案第1号松前町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出する。

平成27年10月5日。

松前町議会議長岡井馨一郎様。

提出者、松前町議会議会運営委員長伊賀上明治。

提案理由。

議会における欠席理由について、社会情勢などを勘案し、出産及び治療に日数を要する疾病に関し新たに規定するものであります。

改正内容については、今まで出産による欠席は事故の中に入れていましたが、議員活動をしながらか出産しやすい環境を整え、女性の政治参加を促すために明文化するものであります。

あわせて、松前町独自の規定として、日数を要する疾病について、あらかじめ欠席届を提出することができるよう、第2条に第2項として規定するものであります。

また、附則については、施行は公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（岡井馨一郎） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

委員会提出議案第1号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第55号 平成26年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第4 議案第56号 平成26年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第3、議案第55号平成26年度松前町歳入歳出決算認定について及び日程第4、議案第56号平成26年度松前町水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 去る9月15日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第55号及び議案第56号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第55号松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

ふるさと納税については、予算額は過去の実績をもとに計上しているため、前年度より減額となっている。平成26年度の実績は予算額を上回っているが、さらなる取り組みとして、寄附をしていただいた方へのお礼の品物の種類をふやし、町の特産品が選べるようにするなど、興味や関心を持ってもらうようにしているとのことでした。

少額の随意契約については、監査委員や当委員会からの指摘を受け、随意契約の場合でも入札参加業者選考委員会で審査を行っている。また、随意契約のうち50万円以上については、町ホームページで公表を行い、適正・透明性が確保されているとのことでした。

委員から、今後も公平性・透明性を図るためにも厳正に行ってほしいとの意見がありました。

税の滞納については、原因の一つとして、行政不満の割合が多いと分析している。そのため滞納者の話をよく聞いて対応をしているが、悪質な滞納者には、法的措置を講じると

ともに、理由によっては分納してもらうこともある。国保税については、病院に行っていないから納めないという理由の滞納者が多いが、国保の趣旨を説明し、納税相談を行い、納税してもらうように努めているとのことでした。

農地関係の日本型直接支払事業については、町内の全地区に事業の内容についての説明を行い、平成26年度は11地区に交付を行ったものである。それ以外の地区からも相談や問い合わせがあり、平成27年度は新たに西古泉地区が取り組んでいるとのことでした。

町営住宅使用料の収納率の低下は、年度を超えての納入があり、平成26年度の収入にならなかったことや納入意識の欠如した者が多かったためであるが、納付の誓約書をとるなどをし、収納率の向上に努めている。

また、悪質な場合には、裁判所への申し立てにより町営住宅から退去と使用料の支払いを求めている。町営住宅の入居対象者として、所得制限が条件の一つであるため、納入が滞る方もいるが、滞納の理由や状況など相談を行い、滞納にならないように努めていくとのことでした。

委員からは、納付意思欠如の者については、きちんと払っている方との公平性の観点からも厳正に対応してほしいとの意見がありました。

公共下水道については、工事を行う前に各家庭を回り説明をしているが、高齢者だけの世帯では、何年使用するかわからないのに接続できないなどの理由が多く、対策に苦慮しているとのことでした。

委員からは、事情はわかるが、公共下水道の整備を行っているので、接続の対策はしっかりと行うべきであるとの意見がありました。

放課後児童クラブ保育料の滞納は、平成25年より増加しているが、出納閉鎖後に納入され、当該年度の収入にならなかったため、納入率は前年度並みである。常習的な滞納者よりうっかり納付を忘れたという方が多いので、口座振替を推進したいとのことでした。

不法投棄未然防止事業では、監視カメラの設置により不法投棄者を1件通報することができ、また不法投棄が減っており、事業の効果があらわれているとのことでした。

国民健康保険税額については、実質単年度収支が赤字になるので、平成26年6月に被保険者1人当たり4.9%の値上げを行った。原因は医療費の増加であるため、治療に時間がかかる成人病防止に向け特定健診を推進しているとのことでした。

低所得者に対する介護サービスについては、所得に応じ高額療養費制度が利用でき、また町独自で利用者負担の一部を補助する制度がある。低所得者に対する負担軽減策については、町ホームページや町広報紙で紹介しているほか、町内のケアマネジャー等に周知しているとのことでした。

委員からは、制度の周知については、インターネットが利用できない方にも配慮した方法を検討すべきであるとの意見がありました。

介護予防事業について、歯科衛生士会と理学療法士会による複合予防事業を岡田地区で実施した。好評だったため、平成27年度に北伊予地区、平成28年度に松前地区と順次事業を実施する予定であるとのことでした。

給食センターの管理状況について、国からの指導を受け民間委託を推進していく方針であるため、正規職員の採用を控えた結果、パート職員の割合が高まっている。民間委託を行うに当たっては、経費以外にもアレルギー対応食等のサービス面への対応も含めて事業者を選定したいとのことでした。

委員からは、民間委託による経費削減効果を精査し、子供たちにとって一番よい形になるよう考えてほしいとの意見がありました。

夜間照明施設使用料の滞納については、使用者が任意団体で法的措置がとれない。代表者に毎年催告書を送付しているが、返送されているため、現在不良債権として処理を進めているとのことでした。

委員から、今後未納にならないような徴収システムを考えるべきであるとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第56号松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

水道事業会計は、料金改定が必要なほど厳しいため、経費の削減策の一つとして、水道使用量の検針回数を月1回から2カ月に1回に変更すれば、約500万円の経費削減につながる。しかし、2カ月に1回にすれば、漏水等の発見が遅くなり、水道利用者個人の負担が大きくなるため、今後も月1回の検針を続けていくとのことでした。

委員からは、料金改定の前に経営努力が必要であり、そのことにより住民に理解を求めるべきであるとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告をいたします。

以上で議案第55号及び議案第56号の審査の内容とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（岡井馨一郎） 予算決算常任委員長の報告を終わります。

議案第55号について質疑を行います。

金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩です。

委員長に対し質問があります。

私新人議員として今回初めて決算認定に参画いたしました。私は、議会初日冒頭、この時間が余りにも短か過ぎるのではないかと、場違いではあったようですが申し上げます。

た。これでは二元代表制が担保されないのではないかという話でした。そこで、議会事務局のほうに伺いますと、次年度の予算編成に生かすためには、早く決算審査をしなければならないと、そのように教えられました。

しかし、現実参加してみますと、理事者サイドからの説明は部署の人員構成であるとか、やってる仕事の内容にとどまりまして、どういう目標でどういうやり方をして結果が出ているのかといったような説明がなく、決算資料を渡されてそれに対して議員が伺いを立てるといったような説明です。こんなやり方というのは、民間サイドではありません。

そこで、次年度に生かされると言いながら、先輩議員の追求を聞いていますと、毎年同じことが出てくる。こんなやり方ではなかなか町民に責任を私は果たせないと思うんですが、次回以降、このやり方の変更等あり得るのでしょうか。そのあたりを委員長に質問したいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 私のほうから一言。

審査の方法については、もう議会でちゃんと決まっておりますので、方法につきましては、委員長にしても答えが出ませんので、そういうことで御了承いただきたい。ということは、今のお話につきましては、回答はなしということでよろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 先ほど委員長報告の中に、私もちょっと勉強不足でわからないんですけど、ふるさと納税は寄附やというような言葉が出たんですけど、ふるさと納税は寄附なんですかね、委員長。

○議長（岡井馨一郎） ちょっとしばらく休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（岡井馨一郎） 再開いたします。

早瀬武臣予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 寄附でございます。

○議長（岡井馨一郎） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ふるさと納税は寄附だということで、私の認識は納税というような認識があるんですけど、寄附で間違いはないんですか、委員長。

○議長（岡井馨一郎） 早瀬武臣委員長。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 間違いございません。

（7番村井慶太郎議員「わかりました」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり認定することに決しました。

議案第56号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告どおり認定することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第57号 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第5、議案第57号松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る9月15日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第57号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法により全ての国民に個人番号が付番されることとなります。そのため、個人番号を含む個人情報をより厳格に取り扱うため、松前町個人情報保護条例の一部を改正するものです。

審査の過程におきまして、条例第8条の3で個人情報を提供することができるのは、番号法第19条各号に該当する場合とあるが、具体的にどのような場合かとの質疑に対し、番号法第19条には14項目が規定されており、例えば第1号では、個人番号を利用する事務従事者が個人番号利用事務を処理するために、本人もしくは代理人等に提供する場合などが該当するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

3番金澤議員。

○3番（金澤 浩議員） 私はこの委員会に所属していないので傍聴でした。そこでちょっと疑問があるのでお尋ねしたいと思います。

きょうからマイナンバー制度が始まったわけですけれども、ほかの自治体の同じような質疑の内容を見ますと、個人情報保護法制2,000個問題というのがあります。要は、行政や民間が入りまじって情報を使うわけですから、適用法令か自治体の条例なのか、また民間業者向けの個人情報保護法なのかといったような心配が懸念されているわけです。そこで、松前町ではその2,000個問題に対してどのような見解を持ってこれをつくったのかどうか、そのようなところは傍聴していてどうも知ることはできませんでした。特にやはり町民に対する不利益の可能性があるのでないかと。他市町村では、議会側の懸念される事項、それに対する理事者側の見解というのを対比して議会で討議した資料などが見られましたが、このあたりの心配はないのかどうか、委員長に対して質問したいと思います。

○議長（岡井馨一郎） 藤岡緑委員長。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 私の委員会するときでは、そのような話が出てなかったのですが、私もちょっと認識不足なので、理事者のほう側にちょっと時間をいただいて御回答いただくかなりしないと、ちょっと即答できませんので、よろしく願います。

○議長（岡井馨一郎） ひとまず暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（岡井馨一郎） それでは再開いたします。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 金澤議員の質疑にお答えをいたします。

一般論としてなんですが、松前町の保存するこの法律は、松前町の保存する特定個人情報についての取り扱いを定めておるものなので、それ以外はそれぞれの関係する法律や条

例で保護されていると考えます。ちなみにこの委員会での報告は、委員会で審議していない事項については、それ以上お答えすることはできないというふうにお考えいただけたらと思います。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私は、やっぱり町民の皆さんに不利益がないように、これは理事者側も議会もそうですけども、それを望むだけですので、結構でございます。

○議長（岡井馨一郎） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議ありということで、採決を行います。

賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（岡井馨一郎） 日程第6、議案第58号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月15日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第58号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、マイナンバー制度導入に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付の際の手数料を追加するものとともに、住民基本台帳カード交付手数料を削除するものです。

審査の過程において、個人番号カードを最初に交付する場合は手数料が無料だが、無料

の期間はいつまでかとの質疑に対し、最初の交付に要する経費は国が負担するが、国から無料交付期間が示されていないためはっきりしないとの答弁がありました。

再交付手数料の免除に関する質疑に対し、通知カードの発行ミスなどやむを得ないと町長が判断した場合であるとの答弁がありました。

氏名が変更された場合は、再交付が必要なのかとの質疑に対し、氏名や住所の変更は、個人番号カードの裏にある変更記載欄へ記入するため、再交付は必要ないとの答弁がありました。

手数料の根拠に関する質疑に対し、通知カードの手数は500円としているが、簡易書留による郵送代が400円とカードの作製料等に要する経費である。個人番号カードの手数は800円としているが、ICチップ入りカードが700円と申請書作成料等に要する経費であるとの答弁がありました。

再交付に必要な期間に関する質疑に対し、重要な個人情報であるため、紛失等された場合は、まず警察に届け出をしてもらい、その上で再発行の手続を行うため、具体的な期間は不明である。至急必要がある場合は、個人番号入りの住民票で対応できる。また、通知カードは、簡易書留で本人へ郵送し、個人番号カードは、役場で直接本人に受け取ってもらう。高齢者など役場へ来ることが難しい場合は、委任状等を持った代理人に交付できるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

3 番金澤浩議員。

○3 番（金澤 浩議員） 3 番金澤浩です。

私は文教厚生委員で参加しておりましたが、その中でちょっと答弁漏れがありましたのでお話しさせていただきたいと思います。

私は、こういったカードをなくした場合の負担というのは受益者負担という考え方だと思うんですけども、今回はほぼこれ国の強制で、町民は年に1回使えばいいほうのような話があります。しかも行政の手続の簡素化がこのカードによってなされるわけですから、コストカットが行政側に生じていると。よって、私の考えは、受益者はむしろ町のほうであると。仮に500円、カードが500円のやつあります。100人で5万円です。町の予算からしたら0.005%ぐらい、むしろ高齢者の方がある意味被害に遭う可能性があるのではこれは無料にすべきというのが私の意見でした。これをつけ加えたいと思います。

以上です。

○議長（岡井馨一郎） 希望ですか。

○3番（金澤 浩議員） 委員会で言い忘れたことがあるんで、今追加で言わせてもらいました。

○議長（岡井馨一郎） 質疑ですので、今の件につきまして質疑とはとりようがありませんので、その点御了承を。

ほんで、質疑以外であれば、発議そのものできませんので。

（3番金澤 浩議員「ああそうですか、済みません。新人でよくわからないで」の声あり）

そのあたり十分お考えいただいたらと思います。

それでは質疑ほかにございませぬね。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議ありということで、採決を行います。

賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡井馨一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第59号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第3号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 8 議案第60号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第 9 議案第61号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第62号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（岡井馨一郎） 日程第7、議案第59号平成27年度松前町一般会計補正予算第3号について、日程第8、議案第60号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、日程第9、議案第61号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について及び日程第10、議案第62号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長早瀬武臣議員。

○予算決算常任委員長（早瀬武臣議員） 去る9月15日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第59号から議案第62号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第59号松前町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出予算に1億2,201万3,000円を増額し、総額を97億6,225万3,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、国庫支出金を3,387万5,000円、県支出金を1,753万7,000円、町債を4,240万円増額するものです。

歳出予算の主なものは、総務費2,082万9,000円、民生費1,263万円、農林水産業費1,774万9,000円、土木費6,707万3,000円増額し、衛生費を646万5,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、ホッケー場の公認について質疑があり、国体開催のためには日本ホッケー協会が指定する機関で検査を受け、公認を取得する必要がある。この期間は10年間であり、その後も必要な場合には再度検査を受けることになるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、松前・宗意原保育所にかわる新たな保育所建設について質疑があり、耐震性などの問題から新たな保育所整備を急ぐ必要があることから民営で検討していたが、事業者が決定しなかった。そのため町立でN T T社宅跡地に整備を行うとの答弁がありました。

また、伊予地区ごみ処理施設管理組合の負担金の減額について質疑があり、施設の煙突改修工事を実施するに当たり、当初予定していなかった耐震診断評定を受けることが必要となったため工事を延期したものであるとの答弁がありました。

また、介護保険施設整備補助金について質疑があり、特別養護老人ホームにおけるプライバシーの保護のために個室化する経費に対し補助金を交付するとの答弁がありました。

また、避難行動要支援者の名簿更新事業について質疑があり、70歳以上のひとり暮らしの方、高齢者だけの世帯、要介護3以上の方などの名簿登載対象者に対し、支援が必要かどうか調査を行い、3月ごろには新たな名簿ができ、更新は1年ごとに行うとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管については、JR車両基地・貨物駅等周辺整備対策事業について質疑があり、車両基地の整備については県が主体となり、車両基地の周辺の町道、水路等の整備については国、県の補助を受け町が主体となつて行うとの答弁がありました。

教育委員会所管については、質疑はありませんでした。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第60号松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴い、国及び一般会計に返納する必要があるため補正するものです。

審査の過程において、返納に係る財源が繰越金であるということは、前年度が黒字決算であり、昨年の保険税の税率改定は必要なかったのではないかとの質疑があり、平成26年度は平成25年度からの繰越金が約1億9,900万円あったため、約1億5,000万円の黒字決算であった。平成26年度決算も平成25年度からの繰越金がなければ赤字決算であり、単年度収支は約4,600万円の赤字となっている。その原因は、年々ふえ続ける医療費であり、国民健康保険会計を適正に運営するためには、状況を見ながら適切な時期に保険税率の改定は必要であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第61号松前町介護保険特別会計補正予算第2号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴い、国、県、支払基金及び一般会計に返納するとともに、運営基金に積み立てるものです。

また、地域リハビリテーション活動支援事業の拡充を行うため増額補正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第62号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、国庫補助金の減額により予定していた事業の翌年度以降への見送りに伴う事業費の減額と入札による不用額を減額補正するものです。

審査の過程において、工事費の減額が多いが、入札の結果、最低価格を下回り失格があったのではないかとの質疑があり、減額の中には、国の補助金の減額に伴い、一部工事の見送りをすることになった事業費の減額が含まれているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

以上で議案第59号から議案第62号までの審査の内容とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（岡井馨一郎） 委員長の報告を終わります。

議案第59号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第60号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第61号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡井馨一郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第62号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長(岡井馨一郎) 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、松前町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会広報常任委員会が、所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項、議会の活性化に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡井馨一郎) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

それでは、白石勝也町長より発言の申し出がありましたので、これを認めます。

白石勝也町長。

○町長(白石勝也) 第3回定例会の閉会に当たり、議長の許可をいただきましたので御挨拶を申し上げます。

まず、今議会に提案をいたしました全議案につきまして御承認をいただきありがとうございました。今後はその執行に全力で取り組んでまいります。特に本日スタートしたマイナンバー制につきましては、住民の皆さんに混乱が起きないように、全職員が一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

さて、私の4期目の町長の任期も残すところ2カ月余りとなりました。選挙日程などが決まる中で、大勢の住民の皆さんから私に次の選挙はどうするのかといった質問が多く寄せられるようになりました。私はいつも申し上げておりますが、町長の任期は4年間であり、選挙で選ばれてから任期の4年間をしっかりと務めることが最大の使命であるというふうに思っております。そして1期の4年間が終わるたびに次の1期の4年間を、また新しい気持ちで仕事をさせていただき、住民の皆さんからその都度温かい御支援をいただいて4期16年目が今終わろうとしております。

そして、私が最初に町長に当選したときに掲げた「見える、わかる、クリーン」という政治姿勢が変わらなかったことで、住民の皆さんも私を支持してくださったのだというふうに思っております。この間、町長に就任した当初、予想もしていなかった町村合併という町の存続にかかわる大きな問題に直面をいたしました。そしてほぼ1年間にわたってさまざまな議論や調査、検討を続けましたが、結果的に松前町が加わった合併協議は実を結ばず、松前町はこれまでどおり単独でまちづくりを選択せざるを得ない結果となりました。その後10年間私どもは厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革に取り組み、何とか切り抜けることができました。そしてことし松前町は町制施行60周年を迎え、成熟した町としてさらなる発展への第一歩を踏み出すことができました。

しかし、じわじわと進行しておりました少子・高齢化の流れは大きなうねりとなり、国全体の人口減少が今や大きな課題となってまいりました。松前町は、私が町長に就任したころと比べ人口はほとんど変わらず、今も3万1,000人であります。私は大型ショッピングセンターの開業や水が豊富で交通の利便性に恵まれている我が松前町は、一生住み続けるライフタウンとして、さらなる発展の可能性が十分にあると信じております。そのためには、新しい町長のもとで今職員や各界の代表者、住民の代表者などをつくる推進会議で、国の推し進める地方創生の松前版を早急に作成し、具体策を実行に移していくべきだ

と考えております。大勢の住民の方々から引き続いて私に町長を続けてほしいというありがたいお声をいただき、私自身のこれまでの政治姿勢を支持してくださったことに大変うれしく、引退の決心がなかなか固まらなかったことも事実であります。

しかし、間もなく76歳という年齢に加え、長年連れ添った妻の病気のことも考え、もし町長に選んでいただいたとしても、その重責を4年間続けられる自信はなく、途中で投げ出すことは私の選択肢ではありません。長い間私を支持・支援してくださった方々、応援くださった方々には期待にお応えすることができず大変申しわけなく思っております。

しかし、私の周りには町長がやれる人材もおります。優秀な職員も大勢育っております。町長のかわりはいます。しかし、介護の必要な妻にとって、私にかわる夫はありません。一人の人間として、75年余り生きてきた私の選択した結論であることをぜひ御理解いただきたいと思えます。私たちが生きているこの今の現代、大変変化が激しく、地方自治体といえども、国内だけでなく世界の政治や経済、社会の動きや変化を敏感に感じ取り、対応していかなければならない時代であるというふうに思えます。私はこの4年間、全国町村会の副会長を務め、各県の会長を初め、大勢の町村長との交流を通し、松前町の生活のしやすさ、住みやすさにおいて非常に松前町は恵まれているということを実感をいたしました。私たちはそのことをしっかり自覚して、自然の恵みにあぐらをかくことなく、努力し続けることは大切だと思います。

終わりに、町政には今もさまざまな課題があります。残された任期中にそうした課題の一つでも多く解決できるよう、任期の切れる日まで全力で取り組んでまいります。

また、町制施行60周年の記念イベントもまだたくさん残っております。これらの事業を住民の皆さんと一緒ににぎやかに開催できるよう取り組んでまいります。どうぞ議員の皆さんにおかれましても、記念のイベントに大勢御参加をくださいますようお願いを申し上げます。

私の出席する定例会は、きょうが最後であります。長い間お世話になりました。心から感謝を申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（岡井馨一郎） 白石町長の御挨拶を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

これにて平成27年松前町議会第3回定例会を閉会します。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑